

# 長野市地域防災計画

## 【風水害対策編】



令和4年度改定

(令和8年5月29日修正)

長野市防災会議



## < 目 次 >

### 第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨	■1
第2節 防災の基本理念及び施策の概要	■1
第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	■1
第4節 長野市の概況	■1
第5節 被害想定	2
第6節 財政	■9

### 第2章 災害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり	11
第2節 災害発生直前対策	13
第3節 情報の収集・連絡体制計画	■14
第4節 活動体制計画	■14
第5節 広域相互応援計画	■14
第6節 救助・救急・医療計画	■14
第7節 消防・水防活動計画	■14
第8節 要配慮者支援計画	■14
第9節 緊急輸送計画	■14
第10節 障害物の処理計画	■15
第11節 避難の受入活動計画	■15
第12節 孤立防止対策	■16
第13節 食料品等の備蓄調達計画	■16
第14節 給水計画	■16
第15節 生活必需品等の備蓄調達計画	■17
第16節 危険物施設等災害予防計画	■17
第17節 電気施設災害予防計画	■17
第18節 都市ガス施設災害予防計画	■17
第19節 上水道施設災害予防計画	■17
第20節 下水道施設等災害予防計画	■17
第21節 通信・放送施設災害予防計画	■17
第22節 鉄道施設災害予防計画	■18
第23節 災害広報計画	■18
第24節 土砂災害等の災害予防計画	■18
第25節 防災都市計画	■18
第26節 建築物災害予防計画	■18
第27節 道路及び橋りょう災害予防計画	■18
第28節 河川施設等災害予防計画	■18
第29節 ため池災害予防計画	■19
第30節 農林水産物災害予防計画	■19
第31節 二次災害の予防計画	■19
第32節 防災知識普及計画	■19
第33節 防災訓練計画	■19
第34節 災害復旧・復興への備え	■19
第35節 自主防災組織等の育成に関する計画	■19
第36節 企業防災に関する計画	■20

第37節	ボランティア活動の環境整備	■20
第38節	保健衛生等計画	■20
第39節	災害対策に関する調査研究及び観測	■20
第40節	観光地の災害予防計画	■20
第41節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	■20
第3章 災害応急対策計画		
第1節	災害直前活動	21
第2節	災害情報の収集・連絡活動	24
第3節	非常参集職員の活動	40
第4節	広域相互応援活動	■46
第5節	ヘリコプターの運用計画	■46
第6節	自衛隊の災害派遣	■46
第7節	救助・救急・医療活動	■46
第8節	消防・水防活動	47
第9節	要配慮者に対する応急活動	■48
第10節	緊急輸送活動	■48
第11節	障害物の処理活動	■48
第12節	避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動	49
第13節	孤立地域対策活動	■56
第14節	食料品の調達供給活動	■56
第15節	飲料水の調達供給活動	■56
第16節	生活必需品等の調達供給活動	■56
第17節	保健衛生、感染症予防活動	■56
第18節	遺体対策等の活動	■56
第19節	廃棄物の処理活動	■57
第20節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	■57
第21節	危険物施設等応急活動	■57
第22節	電気施設応急活動	■57
第23節	都市ガス施設応急活動	■57
第24節	上水道施設応急活動	■57
第25節	下水道施設等応急活動	■58
第26節	通信・放送施設応急活動	■58
第27節	鉄道施設応急活動	■58
第28節	災害広報活動	■58
第29節	土砂災害等応急活動	■58
第30節	建築物災害応急活動	59
第31節	道路及び橋りょう応急活動	■60
第32節	河川施設等応急活動	■60
第33節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	61
第34節	ため池災害応急活動	■62
第35節	農林水産物災害応急活動	■62
第36節	文教・保育活動	■62
第37節	飼養動物の保護対策	■62
第38節	ボランティアの受入れ体制	■62
第39節	罹災証明書の交付・被災者台帳の作成	■62
第40節	義援物資及び義援金の受入れ体制	■62

第4 1 節	災害救助法の適用	■63
第4 2 節	観光地の災害応急対策	■63
第4 3 節	応急公用負担等の実施	■63
第4 章	災害復旧計画	
第1 節	復旧・復興の基本方針の決定	■63
第2 節	迅速な原状復旧の進め方	■63
第3 節	計画的な復興	■63
第4 節	資金計画	■63
第5 節	被災者等の生活再建等の支援	■63
第6 節	被災中小企業等の復興	■63

※ページ番号の前に■を付している節については、震災対策編を参照



---

# 第1章 総 則

---

- 第1節 計画作成の趣旨
- 第2節 防災の基本理念及び施策の概要
- 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき  
事務又は業務の大綱
- 第4節 長野市の概況
- 第5節 被害想定
- 第6節 財政

本章は、地域防災計画の目的、防災業務に関する防災関係機関とその役割、市域の災害に関する環境、計画の前提条件、防災対策の方針（防災ビジョン）等について明らかにするものである。



---

---

## 第1節 計画作成の趣旨

---

---

震災対策編 第1章 第1節「計画作成の趣旨」に準ずる。

---

---

## 第2節 防災の基本理念及び施策の概要

---

---

震災対策編 第1章 第2節「防災の基本理念及び施策の概要」に準ずる。

---

---

## 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

---

---

震災対策編 第1章 第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

---

---

## 第4節 長野市の概況

---

---

震災対策編 第1章 第4節「長野市の概況」に準ずる。

## 第5節 被害想定

### 第1 風水害の想定

#### 1 水害

##### (1) 河川の氾濫

国及び県は、管理する河川について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした数値シミュレーションを実施し、洪水浸水想定区域等の指定・公表を行っている。

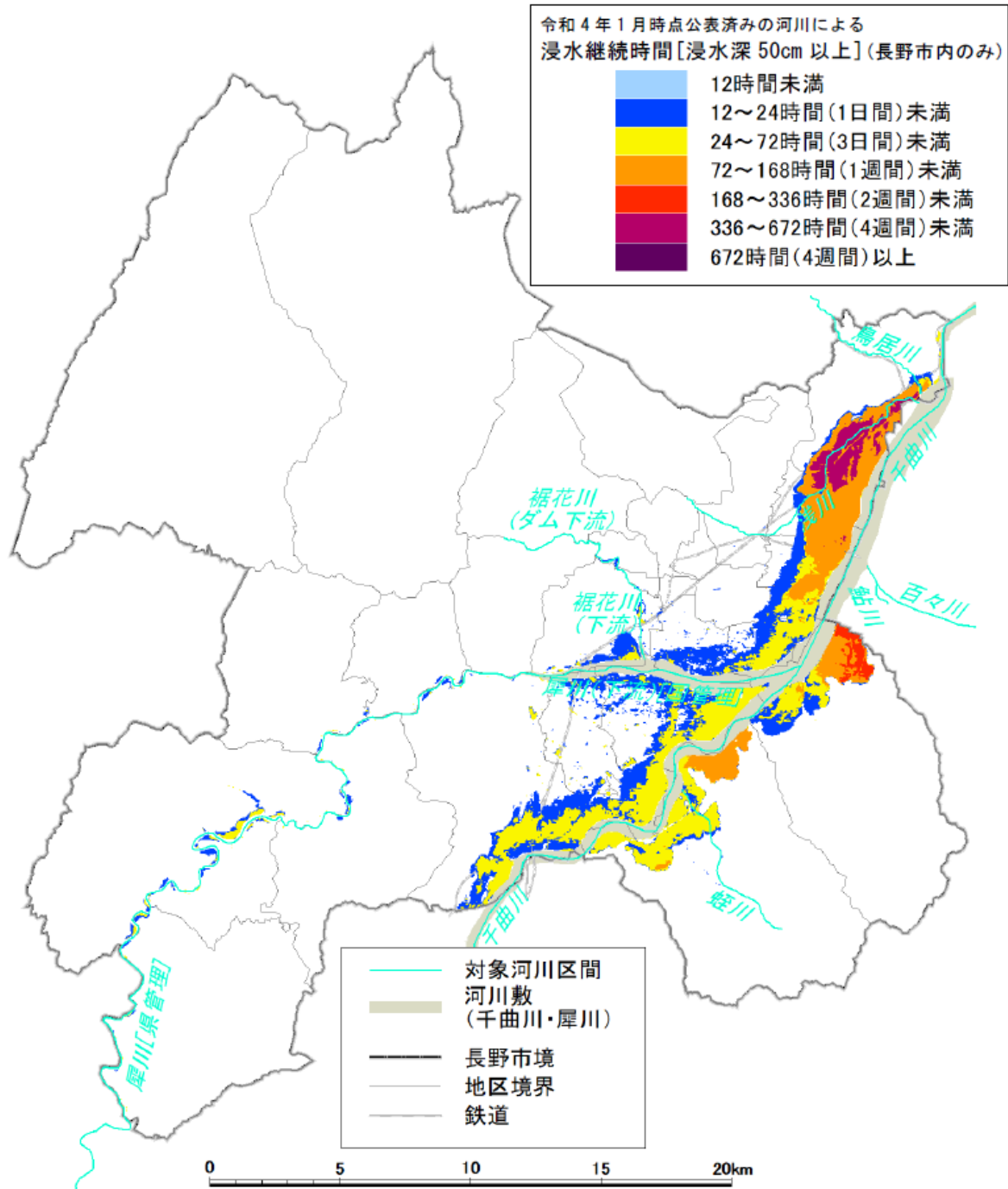
市域においては、次の河川の洪水浸水想定区域等が公表されている。

表 0-1 洪水浸水想定区域等の指定・公表年月日並びに前提降雨

作成主体	河川	指定・公表年月日	前提となる降雨 (想定最大規模)
国土交通省	千曲川	平成 28 年 5 月 30 日	396mm/48h
	犀川(下流)		
長野県	犀川(上流)	平成 30 年 8 月 29 日	396mm/48h
	浅川	平成 30 年 8 月 29 日	766mm/24h
	鳥居川	平成 30 年 8 月 29 日	715mm/24h
	蛭川	平成 30 年 8 月 29 日	813mm/24h
	裾花川(下流)	平成 30 年 10 月 5 日	660mm/24h
	〃(ダム下流)	令和 3 年 5 月 31 日	
	〃(ダム上流)	令和 4 年 5 月 31 日	660mm/24h
	佐野川〔千曲市〕	令和 4 年 2 月 18 日	813mm/24h
	荏沢川〔千曲市〕	令和 4 年 2 月 18 日	813mm/24h
	百々川〔須坂市〕	令和 2 年 3 月 23 日	732mm/24h
	鮎川〔須坂市〕	令和 2 年 3 月 23 日	792mm/24h
	小川	令和 4 年 5 月 31 日	660mm/24h
	楠川	令和 4 年 5 月 31 日	660mm/24h
	シン沢川	令和 4 年 5 月 31 日	660mm/24h
	神田川	令和 4 年 5 月 31 日	813mm/24h
	藤沢川	令和 4 年 5 月 31 日	813mm/24h
	保科川、赤野田川	令和 4 年 5 月 31 日	813mm/24h
	岡田川、滝沢川	令和 4 年 5 月 31 日	813mm/24h
	聖川	令和 4 年 5 月 31 日	813mm/24h
	太田川	令和 4 年 5 月 31 日	813mm/24h
	三念沢川、隈取川、田子川、土京川、新田川	令和 4 年 5 月 31 日	813mm/24h
	駒沢川、堂万川、徳間川	令和 4 年 5 月 31 日	813mm/24h
	薬師沢川	令和 4 年 5 月 31 日	813mm/24h
	天神川	令和 4 年 5 月 31 日	813mm/24h
	瑠璃沢川	令和 4 年 5 月 31 日	813mm/24h
	濁沢川	令和 4 年 5 月 31 日	813mm/24h
	梅木川	令和 4 年 5 月 31 日	813mm/24h
	前沢川	令和 4 年 5 月 31 日	813mm/24h
	猿倉川	令和 4 年 5 月 31 日	813mm/24h
	柳久保川	令和 4 年 5 月 31 日	813mm/24h
土尻川	令和 4 年 8 月 26 日	732 mm/24h	
当信川	令和 4 年 8 月 26 日	813 mm/24h	

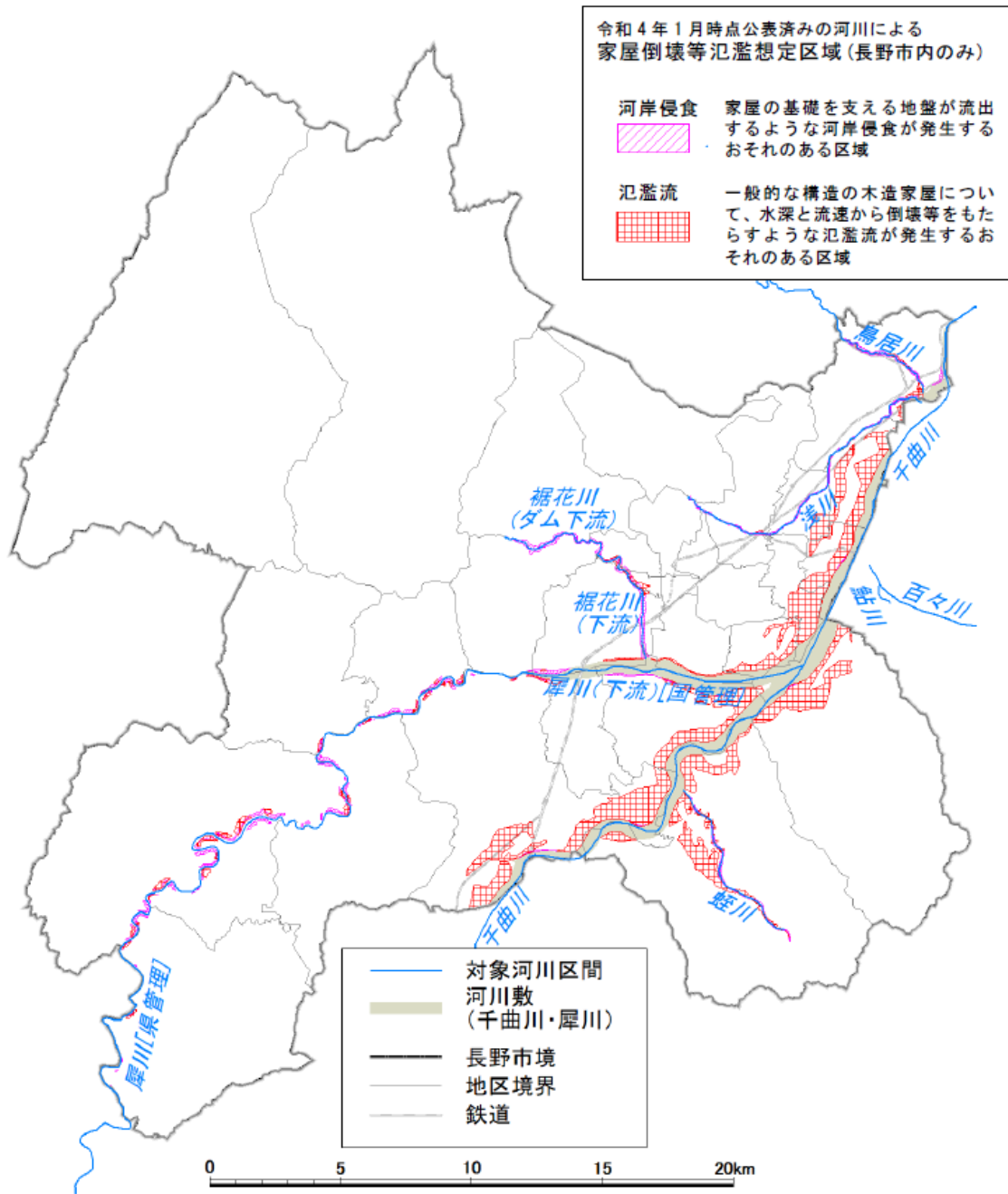
※令和 4 年 8 月末現在





〈想定最大規模降雨による浸水継続時間(全河川を併せて表示)〉

※令和4年1月時点公表済みの河川



〈想定最大規模降雨による家屋倒壊等氾濫想定区域(全河川を併せて表示)〉

※令和4年1月時点公表済みの河川

《第1章 総則》5 被害想定

〈浸水深別浸水建物棟数（令和4年1月末時点公表済の全河川）〉

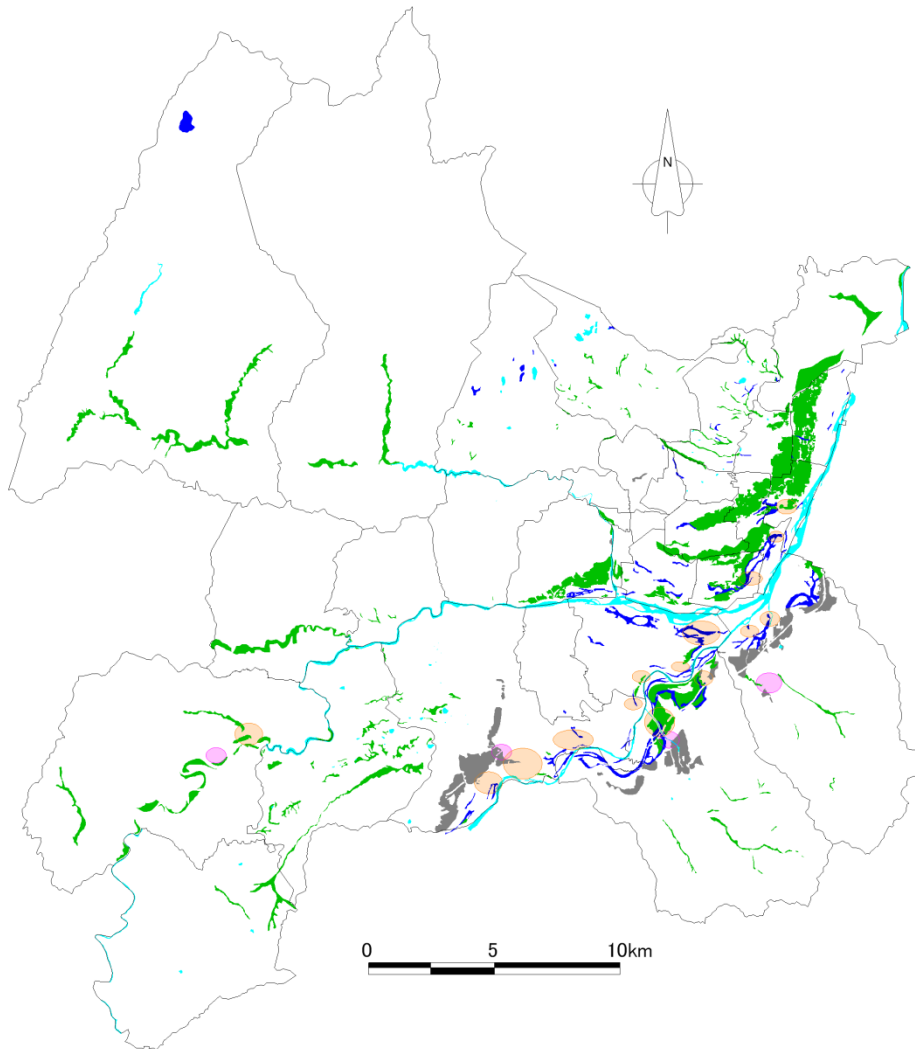
ID	地区名	建物棟数 (棟)	浸水深別浸水建物棟数 (棟)						20m 以上	総計
			0.5m 未満	0.5～ 3.0m 未満	3.0～ 5.0m 未満	5.0～ 10.0m 未満	10.0～ 20.0m 未満			
1	第一	3,270	10	29	25	48	1	0	113	
2	第二	6,220	311	145	19	2	0	0	477	
3	第三	3,063	706	746	4	0	0	0	1,455	
4	第四	1,530	158	495	253	80	0	0	986	
5	第五	2,239	165	1,523	540	0	0	0	2,229	
10	芹田	11,074	341	10,591	106	1	0	0	11,039	
11	古牧	11,256	5,059	2,987	297	99	0	0	8,443	
12	三輪	6,467	1,231	250	2	0	0	0	1,483	
13	吉田	7,041	3,684	3,057	12	0	0	0	6,753	
20	古里	6,380	273	1,714	653	2,365	166	0	5,172	
21	柳原	3,359	0	1	6	3,349	1	0	3,357	
22	浅川	4,214	130	31	0	0	0	0	161	
23	大豆島	6,125	10	2,385	3,376	348	0	0	6,118	
24	朝陽	7,731	1,319	2,522	1,711	2,088	0	0	7,640	
25	若槻	9,711	1,145	1,808	12	0	0	0	2,966	
26	長沼	2,048	0	0	1	233	1,814	0	2,048	
27	安茂里	10,157	120	2,830	2,781	12	0	0	5,743	
28	小田切	1,392	0	2	7	7	8	2	27	
29	芋井	3,072	0	6	7	9	1	0	23	
30	篠ノ井	24,693	289	1,705	3,409	14,323	149	3	19,878	
31	松代	13,478	137	3,019	851	6,149	1	0	10,156	
32	若穂	9,492	17	153	199	5,217	0	0	5,587	
33	川中島	12,760	1,347	9,547	1,536	195	0	0	12,625	
34	更北	17,152	85	8,078	6,104	2,866	1	0	17,134	
35	七二会	2,262	5	24	19	58	52	0	159	
36	信更	3,620	0	4	12	54	37	0	107	
41	豊野	5,682	69	550	455	1,494	1,091	0	3,658	
42	戸隠	5,564	0	0	0	0	0	0	0	
43	鬼無里	1,836	0	0	0	0	0	0	0	
44	大岡	2,112	3	12	9	36	97	0	158	
45	信州新町	6,065	13	83	91	407	623	772	1,989	
46	中条	3,081	0	2	4	5	5	0	15	
	総計	214,146	16,627	54,299	22,501	39,445	4,047	777	137,699	

(2) 内水氾濫

千曲川、犀川に沿って「旧河道」、「後背湿地」と呼ばれる地形が分布している。この地形は、周囲よりも標高が低くなっているため内水氾濫の危険性が高い。

山地や段丘の周辺にもある「谷底平野」、「氾濫平野」と呼ばれる地形は、雨水が集中して集まるため内水氾濫により浸水しやすい。

また、河川の屈曲部や合流部でも内水氾濫の危険性が高い。



**水害危険箇所**

- 河川合流部
- 河川屈曲部

**水害危険地形**

- 旧河道・湿地
- 後背低地
- 谷底平野・はん濫平野

〈水害危険性評価図（内水氾濫）〉

第2 土砂災害

降雨により、崖崩れ、地すべり、土石流などの土砂災害が発生しやすくなるが、市内には、土砂災害の危険な場所として次の箇所が把握されている。

また、災害を誘発する行為や特定の開発行為が規制される法指定地として、次の区域が指定されている。

〈土砂災害の危険箇所〉

種類		所管	数	備考	
法指定区域	砂防指定地	県建設部	391		
	急傾斜地崩壊危険区域	県建設部	85		
	地すべり防止区域	県農政部	137		
		県林務部	39		
	土砂災害警戒区域	県建設部	急傾斜地の崩壊	1,867	
			土石流	359	
			地すべり	339	
	土砂災害特別警戒区域	県建設部	急傾斜地の崩壊	1,409	
			土石流	259	
	建築基準法第39条の災害危険区域	県建設部	3		
危険箇所	土石流危険溪流	県建設部	424		
	急傾斜地崩壊危険箇所	県建設部	995	崩壊危険区域は含まず	
	地すべり危険箇所	県農政部	293	地すべり防止区域は含まず	
			57		
	崩壊土砂流出危険地区	県林務部	423	民有林のみ	
	山腹崩壊危険地区		267	民有林のみ	
	地すべり危険地区		154	民有林のみ	
	林道における災害発生危険箇所		66	民有林のみ	
土砂崩壊危険箇所	県農政部	60			

---

---

## 第6節 財政

---

---

震災対策編 第1章 第6節「財政」に準ずる。



## 第2章 災害予防計画

- 第1節 風水害に強いまちづくり
- 第2節 災害発生直前対策
- 第3節 情報の収集・連絡体制計画
- 第4節 活動体制計画
- 第5節 広域相互応援計画
- 第6節 救助・救急・医療計画
- 第7節 消防・水防活動計画
- 第8節 要配慮者支援計画
- 第9節 緊急輸送計画
- 第10節 障害物処理計画
- 第11節 避難の受入活動計画
- 第12節 孤立防止対策
- 第13節 食料品の備蓄調達計画
- 第14節 給水計画
- 第15節 生活必需品等の備蓄調達計画
- 第16節 危険物施設等災害予防計画
- 第17節 電気施設災害予防計画
- 第18節 都市ガス施設災害予防計画
- 第19節 上水道施設災害予防計画
- 第20節 下水道施設等災害予防計画
- 第21節 通信・放送施設災害予防計画
- 第22節 鉄道施設災害予防計画
- 第23節 災害広報計画
- 第24節 土砂災害等の災害予防計画
- 第25節 防災都市計画
- 第26節 建築物災害予防計画
- 第27節 道路及び橋りょう災害予防計画
- 第28節 河川施設等災害予防計画
- 第29節 ため池災害予防計画
- 第30節 農林水産物災害予防計画
- 第31節 二次災害の予防計画
- 第32節 防災知識普及計画
- 第33節 防災訓練計画
- 第34節 災害復旧・復興への備え
- 第35節 自主防災組織等の育成に関する計画
- 第36節 企業防災に関する計画
- 第37節 ボランティア活動の環境整備
- 第38節 保健衛生等計画
- 第39節 災害対策に関する調査研究及び観測
- 第40節 観光地の災害予防計画
- 第41節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

本章では、災害予防計画として、「災害に強いまちづくり、仕組みづくり」のための施策を体系化し、本市に必要な災害予防対策を定めた。なお、すべての計画には、①実施する主体、②市の主たる担当部課を示し、各自が計画の実施状況を確認しやすいように示した。

なお、実施計画の詳細は別に定める。



## 第1節 風水害に強いまちづくり

交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い市土を形成する。

総合的風水害対策の推進等による風水害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
風水害に強いまちづくりの推進 [市、県、電気通信事業者、河川管理者、下水道管理者等]	<p>地域計画や社会資本の整備等に当たっては、次の点に留意して風水害に強いまちづくりを総合的に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等の災害から地域及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。</li> <li>○基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。</li> <li>○住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の安全性に十分配慮する。</li> <li>○浸水想定区域、土砂災害警戒区域等を考慮して治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。</li> <li>○老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。</li> <li>○洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置を取る。その場合、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、様々な建築の制限を検討する。</li> <li>○立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。</li> </ul>	<p>総務部危機管理防災課 都市整備部 建設部 農林部 上下水道局</p>
洪水時行動マニュアル等の検討、整備	<p>想定最大規模浸水想定区域図等及び長野市防災アセスメント調査による被害想定を踏まえ、想定最大規模降雨による千曲川・犀川等の氾濫に対応する洪水ハザードマップ、各種マニュアル等を検討、作成する。</p> <p>また、ハード対策だけでは防ぎきれないことを前提に、ソフト対策で『住民の生命を守る』ことを第一として、災害発生時に適切な避難行動、防災行動がとれるよう、行政、地域、家庭ごとによる防災行動計画（タイムライン）の作成や、洪水ハザードマップの普及に努める。また、タイムラインに基づく訓練を繰り返し実施し、実践的、有効的な行動計画の運用に努める。</p>	<p>総務部危機管理防災課</p>

《第2章 災害予防》 1 風水害に強いまちづくり

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報紙、市ホームページ、市政出前講座等による洪水ハザードマップの広報・普及</li> <li>○長野市洪水タイムライン、千曲川・犀川流域（緊急対応）タイムラインを踏まえた防災訓練の実施と、その検証及び見直し</li> <li>○住民の防災行動計画であるマイ・タイムライン、コミュニティ・タイムラインの作成支援</li> </ul>	
<p>浸水想定区域内の施設の体制 [市、施設所有者・管理者]</p>	<p>市は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められる次の施設の名称及び所在地を地域防災計画に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○浸水想定区域内にある地下街等</li> <li>○浸水想定区域内にある要配慮者利用施設</li> <li>○浸水想定区域内にある大規模工場等</li> </ul> <p>また、当該施設の所有者又は管理者は、「避難確保・浸水防止計画」を作成し、自衛水防組織の設置、市長への報告、当該計画の公表、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。（大規模工場は努力義務）</p>	<p>総務部危機管理防災課</p>

## 第2節 災害発生直前対策

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象警報・注意報等の伝達体制、避難誘導體制、災害の未然防止活動等を点検する。

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
風水害発生直前の点検等 [市、消防団]	<p>出水期前や大規模な台風の接近前には次の点を点検し、円滑な警戒避難活動及び応急対策活動に万全を期する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○警報等の伝達体制</li> <li>○避難誘導體制、避難計画、警戒避難基準</li> <li>○所管施設の緊急点検要領</li> <li>○応急復旧活動体制</li> <li>○防災用資器材</li> <li>○水防活動体制</li> <li>○ダム、水門等の操作手順、要員</li> <li>○災害情報の連絡体制</li> </ul>	総務部危機管理防災課 都市整備部 建設部 農林部 消防局
物資調達・輸送調整等 [市]	<p>大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認、登録されている物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有する等、物資支援の準備に努める。</p>	総務部危機管理防災課

---

---

## 第3節 情報の収集・連絡体制計画

---

---

震災対策編 第2章 第2節「情報の収集・連絡体制計画」に準ずる。

---

---

## 第4節 活動体制計画

---

---

震災対策編 第2章 第3節「活動体制計画」に準ずる。

---

---

## 第5節 広域相互応援計画

---

---

震災対策編 第2章 第4節「広域相互応援計画」に準ずる。

---

---

## 第6節 救助・救急・医療計画

---

---

震災対策編 第2章 第5節「救助・救急・医療計画」に準ずる。

---

---

## 第7節 消防・水防活動計画

---

---

震災対策編 第2章 第6節「消防・水防活動計画」に準ずる。

---

---

## 第8節 要配慮者支援計画

---

---

震災対策編 第2章 第7節「要配慮者支援計画」に準ずる。

---

---

## 第9節 緊急輸送計画

---

---

震災対策編 第2章 第8節「緊急輸送計画」に準ずる。

## 第10節 障害物の処理計画

震災対策編 第2章 第9節「障害物の処理計画」に準ずる。

## 第11節 避難の受入活動計画

震災対策編 第2章 第10節「避難の受入活動計画」に準ずる。

なお、風水害の避難に関して、市、住民、施設管理者等は、次に示す責務及び基本姿勢を有しており、この考え方にに基づき、災害予防計画を実践することが求められる。

### 1 市の責務

市長は、関係機関からの情報や、自ら収集した情報等により、的確に判断を行い、躊躇することなく避難情報を発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。そのため、具体的な発令基準の設定、情報伝達手段の確保、防災体制の整備等を行わなければならない。

また、避難情報がどのような考え方に基いているのか、居住地等にどのような災害リスクがあるか、どのような時にどのような行動をとるべきか等について、居住者等一人ひとりや施設管理者等が理解し、災害時に適時的確な避難行動をとることができるとともに、施設管理者等が施設利用者の避難支援を判断できるよう、日頃から周知徹底を図る取組を行う。

### 2 居住者等の避難に対する基本姿勢

自然災害に対しては、行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自分は災害に遭わないという思い込みに陥ることなく、居住者等が自らの判断で主体的な避難行動をとることが必要である。

主体的な避難行動に関する、特に留意すべき事項は次のとおりである。

#### 〈留意すべき事項〉

- ① 日頃から、日常生活において自らが居ることが多い場所（以下「自宅・施設等」という。）の災害リスクを把握するとともに、適切な避難行動、避難のタイミングは各居住者等で異なることを踏まえ、災害種別毎に自宅・施設等が、立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命が危険に及ぶ可能性がなくなるのか等についてあらかじめ確認・認識し、災害時にとるべき行動を自ら判断すべきである。
- ② 日頃から予定している避難経路が安全であるかどうかを確認しておく必要がある。また、必要に応じ、避難先や避難のタイミングそのものを見直す必要がある。
- ③ 日頃から確認・検討すべき内容について、避難行動をとるとともに、想定される家族や地域等と共有し、災害時には可能な範囲で声を掛け合って避難すべきである。
- ④ 夜間や暴風時の立退き避難は危険を伴うため、夜間に災害の状況が悪化する見込みがある場合はまだ日が明るいうちから避難するべきであり、暴風が予想される場合は、昼夜を問わず暴風が吹き始める前に避難を完了させるべきである。
- ⑤ 避難情報の発令対象区域は一定の想定に基づいて設定されたものであり、その区域外であれば一切避難しなくても良いというものではなく、想定を上回る事象が発生することも考慮して、危険だと感じれば自主的かつ速やかに避難行動をとるべきである。
- ⑥ 自動車による避難は、移動中に洪水等に見舞われることや渋滞を発生させるおそれがあることに留意すべきである。また、一時的な避難先としてやむを得ず車中泊をする場合においては浸水等の災害リスクのある区域等に留まらないようにするとともに、エコノミークラス症候群等の予

防を行うべきである。

- ⑦ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準とした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等によって避難行動をとるタイミングを逸することのないよう、行政から提供される避難情報や防災気象情報のほか水位情報や画像情報等のリアルタイム情報等を自ら確認し、適時的確に避難行動をとるべきである。
  - ⑧ 災害のおそれがある又は高い状況で市から避難情報が発令されることから、実際には災害が発生しない「空振り」となる場合があるが、避難した結果、何も起きなければ「幸運だった」という心構えをすることが重要である。
  - ⑨ 他者からの避難の呼びかけが大きな動機付けになる場合があることから、自らの親戚・知人等が災害リスクのある区域等の居住者等である場合には、電話等をして避難を強く促すべきである。
- ※内閣府「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）より

### 3 施設管理者等の責務等

要配慮者利用施設や地下街等の所有者又は管理者は、施設利用者の避難が円滑かつ迅速に進むよう、日頃から具体的な避難計画を作成する必要がある。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に立地し、かつ市の地域防災計画に定められている社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者には避難計画の作成に加え、避難訓練の実施が義務付けられている。

施設管理者等は、施設利用者全員が安全に避難を完了できるよう、警戒レベル3高齢者等避難等の早いタイミングから避難支援を行うことが基本であり、気象庁から警戒レベル2大雨・洪水・高潮注意報が発表された段階から、雨量や雨域の移動等の観測値や防災気象情報等をホームページ等で確認しておくことが望ましい。

さらに、避難経路や避難経路の安全性を日頃から確認しておくとともに、災害時における避難経路の通行止めや計画していた移動手段や支援体制を確保できない等の不足の事態に備え、施設利用者の緊急安全確保行動の支援についてもあらかじめ確認・準備しておくべきである。また、市や消防団、居住者等の地域社会とも連携を図り、避難時に地域の支援が得られるようにする等の工夫をすることが望ましい。

アンダーパスを有する道路の管理者及び地下工事の責任者等においては、洪水等により命が脅かされる危険性がある場合には、防災気象情報や水位情報等に注意を払い、道路利用者や工事関係者等に危険が及ばないように、立ち入り規制や待避等の措置を適切に講じる必要がある。

---

---

## 第12節 孤立防止対策

---

---

震災対策編 第2章 第11節「孤立防止対策」に準ずる。

---

---

## 第13節 食料品の備蓄調達計画

---

---

震災対策編 第2章 第12節「食料品の備蓄調達計画」に準ずる。

---

---

## 第14節 給水計画

---

---

震災対策編 第2章 第13節「給水計画」に準ずる。

---

---

## 第15節 生活必需品等の備蓄調達計画

---

---

震災対策編 第2章 第14節「生活必需品等の備蓄調達計画」に準ずる。

---

---

## 第16節 危険物施設等災害予防計画

---

---

震災対策編 第2章 第15節「危険物施設等災害予防計画」に準ずる。

---

---

## 第17節 電気施設災害予防計画

---

---

震災対策編 第2章 第16節「電気施設災害予防計画」に準ずる。

---

---

## 第18節 都市ガス施設災害予防計画

---

---

震災対策編 第2章 第17節「都市ガス施設災害予防計画」に準ずる。

---

---

## 第19節 上水道施設災害予防計画

---

---

震災対策編 第2章 第18節「上水道施設災害予防計画」に準ずる。

---

---

## 第20節 下水道施設等災害予防計画

---

---

震災対策編 第2章 第19節「下水道施設等災害予防計画」に準ずる。

---

---

## 第21節 通信・放送施設災害予防計画

---

---

震災対策編 第2章 第20節「通信・放送施設災害予防計画」に準ずる。

---

---

## 第22節 鉄道施設災害予防計画

---

---

震災対策編 第2章 第21節「鉄道施設災害予防計画」に準ずる。

---

---

## 第23節 災害広報計画

---

---

震災対策編 第2章 第22節「災害広報計画」に準ずる。

---

---

## 第24節 土砂災害等の災害予防計画

---

---

震災対策編 第2章 第23節「土砂災害等の災害予防計画」に準ずる。

---

---

## 第25節 防災都市計画

---

---

震災対策編 第2章 第24節「防災都市計画」に準ずる。

---

---

## 第26節 建築物災害予防計画

---

---

震災対策編 第2章 第25節「建築物災害予防計画」に準ずる。

---

---

## 第27節 道路及び橋りょう災害予防計画

---

---

震災対策編 第2章 第26節「道路及び橋りょう災害予防計画」に準ずる。

---

---

## 第28節 河川施設等災害予防計画

---

---

震災対策編 第2章 第27節「河川施設等災害予防計画」に準ずる。

---

---

## 第29節 ため池災害予防計画

---

---

震災対策編 第2章 第28節「ため池災害予防計画」に準ずる。

---

---

## 第30節 農林水産物災害予防計画

---

---

震災対策編 第2章 第29節「農林水産物災害予防計画」に準ずる。

---

---

## 第31節 二次災害の予防計画

---

---

震災対策編 第2章 第31節「二次災害の予防計画」に準ずる。

---

---

## 第32節 防災知識普及計画

---

---

震災対策編 第2章 第32節「防災知識普及計画」に準ずる。

---

---

## 第33節 防災訓練計画

---

---

震災対策編 第2章 第33節「防災訓練計画」に準ずる。

---

---

## 第34節 災害復旧・復興への備え

---

---

震災対策編 第2章 第34節「災害復旧・復興への備え」に準ずる。

---

---

## 第35節 自主防災組織等の育成に関する計画

---

---

震災対策編 第2章 第35節「自主防災組織等の育成に関する計画」に準ずる。

---

---

## 第36節 企業防災に関する計画

---

---

震災対策編 第2章 第36節「企業防災に関する計画」に準ずる。

---

---

## 第37節 ボランティア活動の環境整備

---

---

震災対策編 第2章 第37節「ボランティア活動の環境整備」に準ずる。

---

---

## 第38節 保健衛生等計画

---

---

震災対策編 第2章 第38節「保健衛生等計画」に準ずる。

---

---

## 第39節 災害対策に関する調査研究及び観測

---

---

震災対策編 第2章 第39節「災害対策に関する調査研究及び観測」に準ずる。

---

---

## 第40節 観光地の災害予防計画

---

---

震災対策編 第2章 第40節「観光地の災害予防計画」に準ずる。

---

---

## 第41節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

---

---

震災対策編 第2章 第41節「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」に準ずる。

## 第3章 災害応急対策計画

- 第1節 災害直前活動
- 第2節 災害情報の収集・連絡活動
- 第3節 非常参集職員の活動
- 第4節 広域相互応援活動
- 第5節 ヘリコプターの運用計画
- 第6節 自衛隊の災害派遣
- 第7節 救助・救急・医療活動
- 第8節 消防・水防活動
- 第9節 要配慮者に対する応急活動
- 第10節 緊急輸送活動
- 第11節 障害物の処理活動
- 第12節 避難受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動
- 第13節 孤立地域対策活動
- 第14節 食料品の調達供給活動
- 第15節 飲料水の調達供給活動
- 第16節 生活必需品の調達供給活動
- 第17節 保健衛生、感染症予防活動
- 第18節 遺体対策等の活動
- 第19節 廃棄物の処理活動
- 第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動
- 第21節 危険物施設等応急活動
- 第22節 電気施設応急活動
- 第23節 都市ガス施設応急活動
- 第24節 上水道施設応急活動
- 第25節 下水道施設等応急活動
- 第26節 通信・放送施設応急活動
- 第27節 鉄道施設応急活動
- 第28節 災害広報活動
- 第29節 土砂災害等応急活動
- 第30節 建築物災害応急活動
- 第31節 道路及び橋りょう応急活動
- 第32節 河川施設等応急活動
- 第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動
- 第34節 ため池災害応急活動
- 第35節 農林水産物災害応急活動
- 第36節 文教・保育活動
- 第37節 飼養動物の保護対策
- 第38節 ボランティアの受入れ体制
- 第39節 罹災証明書の交付・被災者台帳の作成
- 第40節 義援物資及び義援金の受入れ体制
- 第41節 災害救助法の適用
- 第42節 観光地の災害応急対策
- 第43節 応急公用負担等の実施

本章は、風水害時に市、防災関係機関等が実施する災害の防ぎよ活動、被災者の救助・救援活動、及び活動の実施体制について、基本事項を定めるものである。

なお、活動の実施計画、手順及び要領は、各部が作成する応急対策マニュアルに定め、実施計画の詳細は別に定める。



## 第1節 災害直前活動

項目	担当
第1 災害直前活動	

### 第1 災害直前活動

風水害については、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

また、早めの防災行動の着手を可能とするタイムライン防災の取り組みを進める。(参考：千曲川・犀川流域(緊急対応)タイムライン等)

#### 1 警報等の伝達活動

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

市は、関係機関より収集した気象警報・注意報・水位情報・土砂災害警戒情報等を、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、Lアラート(災害情報共有システム)、防災メール、防災アプリ、緊急速報メール、ホームページ(SNS等含む)、テレビ・ラジオ、市広報車、警察・消防車両及び地域内連絡網等を通じて、住民に対し伝達活動を行う。

#### 2 異常現象発見時の通報等

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を市に通報する。

市は、できるだけその現象を確認し、地方气象台、関係機関に伝達する。

##### 〈異常現象の種類〉

気象	○強い突風 ○激しい雷	○竜巻 ○大雨 等	○強い降ひょう
水象	○河川又はため池の異常な水位上昇、氾濫 ○異常な湧水 等		
土砂災害	○地割れ(亀裂) ○崖崩れ、山崩れ、落石 ○地表面の沈下・隆起	○地すべり(土塊の移動) ○土石流(山津波、鉄砲水) 等	

#### 3 住民の避難誘導対策

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難、避難指示の発令等、適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

##### (1) 避難誘導活動

市は、風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、消防団(水防団)等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予想される場合は、住民に対して避難のための高齢者等避難、避難指示の発令を行い、避難誘導活動を実施する。

特に、避難行動要支援者については高齢者等避難の発令を行う等の、避難支援計画に沿った避難支援を行う。

## 《第3章 災害応急》1 災害直前活動

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

### (2) 緊急安全確保措置の指示

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、災害が発生又はまさに災害が発生しようとしている場合において立退き避難を行うことによりかえって住民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する場合は、状況が切迫していることを伝え、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）を指示する。

### (3) 避難場所の開放及び避難所の開設

市は、災害時又は災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ避難場所の開放及び避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。

なお、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、様々な施設を福祉避難所として開設するよう努める。

また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

### (4) 迅速かつ的確な伝達

住民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、防災メール、防災アプリ、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ホームページ（SNS等含む）等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。

### (5) 避難行動要支援者への配慮

情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障害者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮する。

### (6) 事前の周知

指定緊急避難場所、指定避難所の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載等、など必要な措置をとる。

### (7) 安全性の確認

避難指示等を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

### (8) 住民が実施する対策

避難の際には、出火防止措置をとったうえ、食料、日用品等の備蓄物資を携行する。

### (9) 要配慮者利用施設の管理者が実施する対策

要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行う等、自主的な防災活動に努める。

また、災害が発生するおそれのある場合は、市、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施する。

## 4 災害の未然防止対策

次の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

### (1) 水防管理者（市長）

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施する。

(2) 河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等

河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行う。その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び警察署に通報するとともに住民に対して周知させる。

(3) 道路管理者

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

(4) 住民が実施する対策

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を職員又は警察官に通報する。

## 第2節 災害情報の収集・連絡活動

項目	担当
第1 気象、異常現象に関する情報の収集	総務部本部班・総務班・行政DX推進班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班
第2 概況調査	総務部総務班・情報システム班・行政DX推進班・職員研修所班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班
第3 被害調査	総務部総務班・情報システム班・行政DX推進班・職員研修所班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部各班、保健所部総務班・健康班、こども未来部各班、環境部各班、商工観光部各班、文化スポーツ振興部各班、農林部各班、建設部各班、都市整備部各班、教育部各班、学校教育部各班、上下水道部各班、消防部予防班
第4 災害報告	総務部本部班・総務班・情報システム班・行政DX推進班・職員研修所班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班
第5 通信体制の確保	総務部本部班・総務班・情報システム班・行政DX推進班・職員研修所班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、上下水道部総務班、消防部通信指令班

### 第1 気象、異常現象に関する情報の収集

#### 1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

##### (1) 特別警報・警報・注意報

長野地方気象台は、大雨や強風等の気象現象によって、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」を、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」を、市町村単位を基本に気象特性に基づき県内を79の区域に分け発表している。

なお、本市が属する予報区は、長野県北部（一次細分区域）、長野地域（市町村等をまとめた地域）、長野市（二次細分区域）である。

また、長野県においては、高潮、波浪に係る特別警報、警報、注意報は発表されない。

##### ア 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報

##### イ 警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報

##### ウ 注意報

大雨、洪水、大雪、強風等によって災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

〈特別警報・警報・注意報の種類〉

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や

## 《第3章 災害応急》2 災害情報の収集・連絡活動

特別警報・警報・注意報の種類	概要
	「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれのあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

※ 地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行う。

地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表する。

### (2) 全般気象情報・関東甲信地方気象情報・長野県気象情報

特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

### (3) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。長野市は鬼無里戸隠（鬼無里支所及び戸隠支所管内）と長野（鬼無里戸隠を除く地域）の2つの地域区分により発表される。

なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

### (4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の市町村において、危険度分布（キキクル）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に

一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水雨量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されているときに、県内の「北部・中部・南部」単位で気象庁から発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が県内の「北部・中部・南部」単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(6) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等

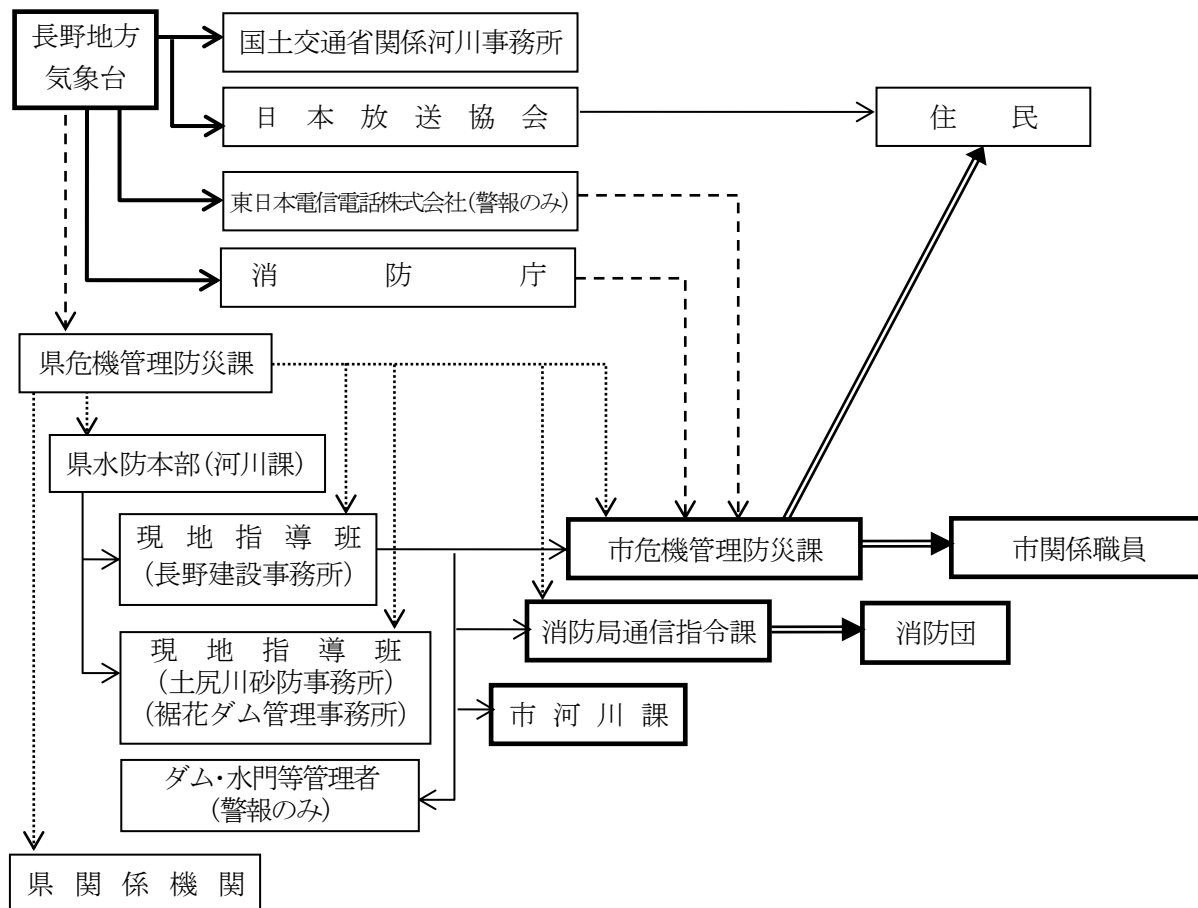
警報の危険度分布（キキクル）等の概要は、次のとおりである。

種類	概要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

気象警報等の伝達系統は次の図のとおりである。

なお、災害が切迫している場合や特別警報が発表された場合は、長野地方気象台又は長野県危機管理防災課から市長に対して直接連絡する（ホットライン）場合がある。

〈気象警報等伝達系統図〉



- (注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。  
 ..... は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。  
 ——— は、長野地方気象台から気象庁の気象情報伝送処理システム等を経由しての伝達を示す。  
 - - - - は、オンラインによる伝達を示す。  
 == 是、総合防災情報システムからの電子メールなどによる伝達を示す。

## 2 水防法に基づくもの

### (1) 千曲川・犀川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。千曲川、犀川については、千曲川河川事務所と長野地方気象台が共同で下表の表題により発表する。

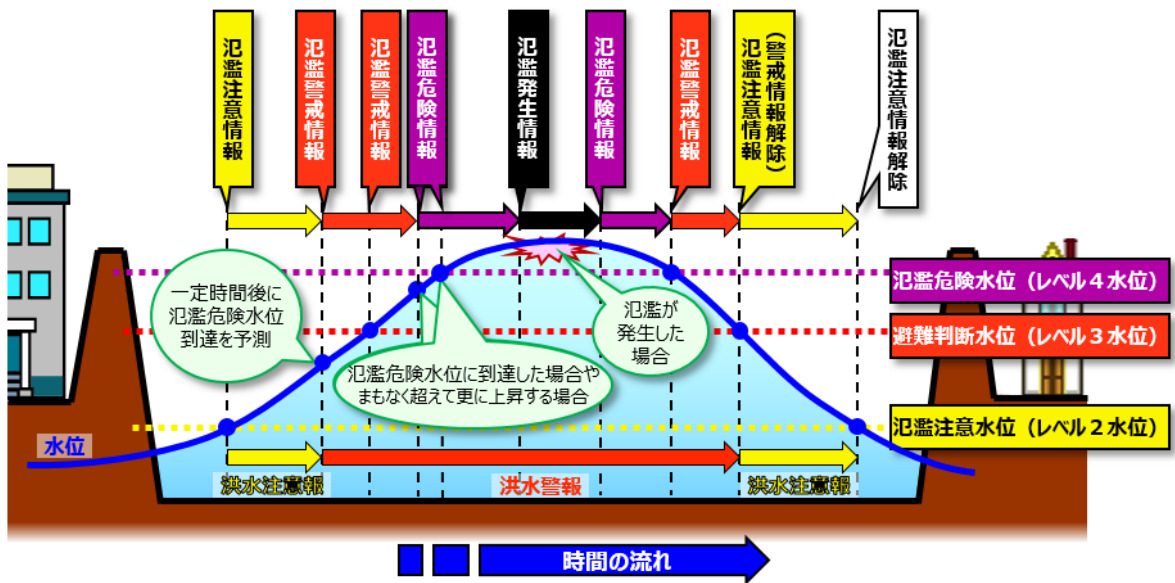
〈指定河川洪水予報〉

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報 (警戒レベル 5相当)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要がある警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報 (警戒レベル 4相当)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

種類	標題	概要
	氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当)	一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報 (警戒レベル2相当)	氾濫注意水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

〈指定河川洪水予報と警戒レベルとの関係〉

洪水予報の標題(種類)	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
〇〇川氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫の発生 (氾濫水の予報)	氾濫水への警戒を求める段階 【警戒レベル5相当】
〇〇川氾濫危険情報 (洪水警報)	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達した場合	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階 【警戒レベル4相当】
〇〇川氾濫警戒情報 (洪水警報)	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階 【警戒レベル3相当】
〇〇川氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階 【警戒レベル2相当】



〈市内の洪水予報河川・水防警報河川等〉

種別	指定者	指定河川	
洪水予報河川	(水防法第10条)	国土交通大臣	千曲川、犀川
	(水防法第11条)	県知事	裾花川
水位周知河川 (水防法第13条)	県知事	蛭川、犀川(県管理区間)、浅川、鳥居川	
水防警報河川 (水防法第16条)	国土交通大臣	千曲川、犀川	
	県知事	裾花川、蛭川、犀川(県管理区間)、浅川、鳥居川	

〈洪水予報河川等の指定及び水位観測所〉

河川名	水位観測所名	水位観測所の場所	設置者	洪水予報河川	水位周知河川	水防警報河川
千曲川	杭瀬下	千曲市杭瀬下牛追	千曲川河川事務所	○		○
	立ヶ花	中野市立ヶ花	千曲川河川事務所	○		○
犀川	小市	長野市川中島町四ツ屋	千曲川河川事務所	○		○
	陸郷	安曇野市明科南陸郷	千曲川河川事務所		○	○
	弘崎	長野市信州新町	長野建設事務所		○	○
裾花川	岡田	長野市岡田	裾花ダム管理事務所	○		○
蛭川	豊栄	長野市松代町豊栄	長野建設事務所		○	○
浅川	富竹	長野市富竹	長野建設事務所		○	○
鳥居川	鳥居川	飯綱町三水倉井	長野建設事務所		○	○

ア 国土交通大臣が洪水予報を行う河川

国土交通大臣と気象庁長官が共同して洪水予報を行う河川は、次のとおりである。

〈国土交通大臣が洪水予報を行う河川〉

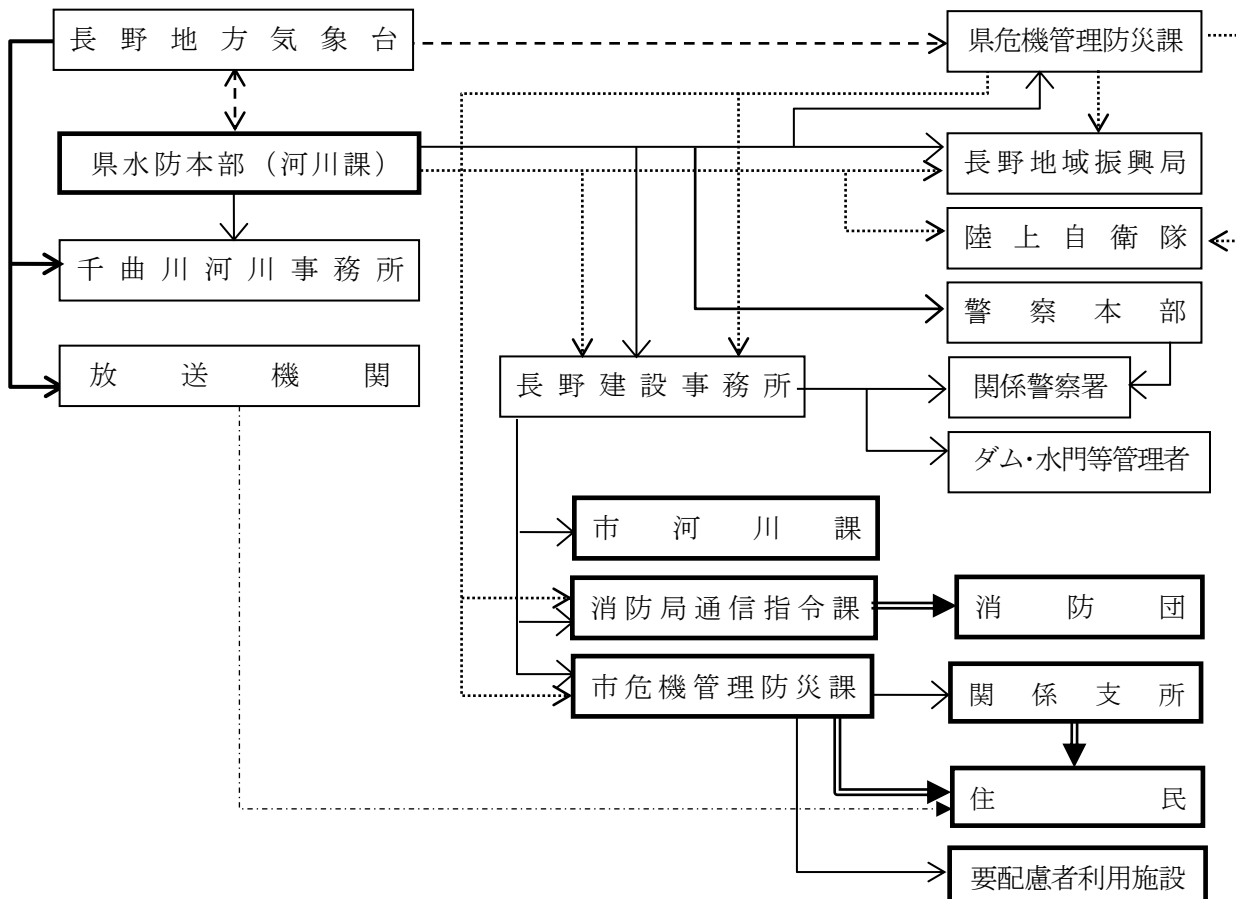
水系名	河川名	区域	水位又は流量の予報に関する基準点	担当官署名
信濃川水系	千曲川	左岸 上田市大字大屋字向川原（大屋橋）	生田 杭瀬下 立ヶ花	北陸地方整備局千曲川河川事務所
		右岸 上田市大字大屋字南遠川原 から		
左岸 飯山市大字一山字十二平				
右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見 まで				
犀川	犀川	左岸 長野市大字塩生字臥部（両郡橋）	小市	長野地方気象台
		右岸 長野市篠ノ井大字小松原字高松 から 幹川合流点 まで		

洪水予報の伝達系統は次の図のとおりである。なお、次の場合は、千曲川河川事務所長から市長に対して直接連絡する（ホットライン）。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難判断水位到達の前（避難判断水位を越える予測が出た時）</li> <li>○氾濫危険水位到達の前（氾濫危険水位を越える予測が出た時）</li> <li>○堤防天端水位到達・越流の前（堤防天端を越える予測が出た時）</li> </ul> |
|--|



〈洪水予報の伝達系統図〉



- (注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。  
 ..... は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。  
 ——— は、長野地方気象台から気象庁の気象情報伝送処理システム等を経由しての伝達を示す。  
 - - - - は、オンラインによる伝達を示す。  
 = = = = は、総合防災情報システムからの電子メールなどによる伝達を示す。  
 - · - · - · は、その他により伝達を示す。

(2) 氾濫危険水位到達情報

水防法に基づき、国土交通大臣又は県知事はその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

〈氾濫危険水位到達情報〉

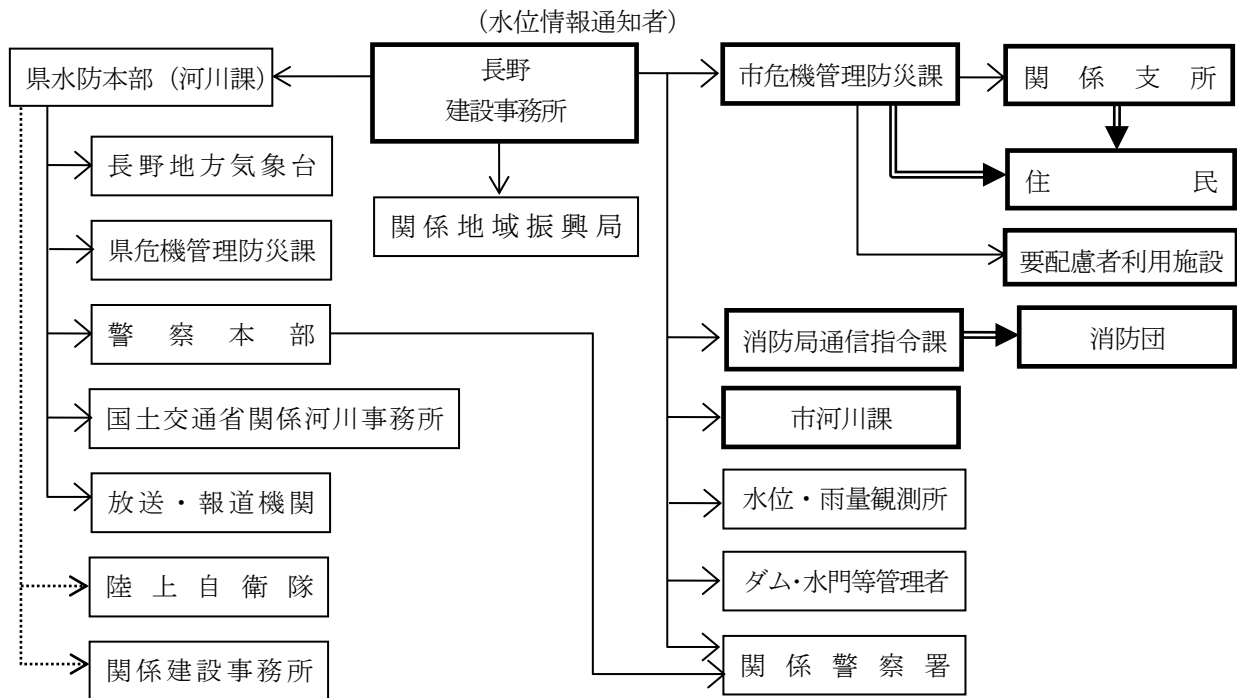
種類	発表基準
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき

〈氾濫水位到達情報を周知する河川〉

河川名	区域		対象水位観測所				水防 情報 通知者
	自	至	名称	位置	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)	
蛭川	長野市松代町豊栄 (鍋山川合流点)	長野市松代町東 寺尾 (千曲川合流 点)	豊栄	長野市 松代町 豊栄	1.3	1.5	長野建設 事務所長
犀川	東筑摩郡生坂村北 陸郷字沢口 (日野 橋)	長野市信州新町 (更級橋)	弘崎	長野市 信州新 町	5.8	6.5	
	長野市信州新町(更 級橋)	長野市塩生甲 (両 郡橋)			6.8	7.5	
浅川	長野市浅川東条(東 条橋)	上高井郡小布施 町吉島 (千曲川合 流点)	富竹	長野市 富竹	2.5	3.0	
鳥居川	上水内郡信濃町柏 原 (JR 橋)	長野市豊野町浅 野 (千曲川合流 点)	鳥居川	飯綱町 三水倉 井	2.5※	2.8※	

※鳥居川の各水位については、飯綱町を対象としているため、いずれも参考水位とする。

〈水位情報の伝達系統図〉



- (注) ..... は、水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。  
 —— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。  
 === は、総合防災情報システムからの電子メール等による伝達を示す。

## 《第3章 災害応急》2 災害情報の収集・連絡活動

### (3) 水防警報

水防法に基づき、水防活動のために発する警報をいう。千曲川及び犀川（両郡橋から千曲川合流点まで）については千曲川河川事務所から、裾花川、蛭川、浅川、鳥居川及び犀川の県管理部分（日野橋から両郡橋まで）については長野建設事務所から発表される。

#### 〈水防警報の種類〉

種類	段階	発表基準	内容
水防警報	準備	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認められるとき、又は、水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき	水防資器材の整備・点検、水門等の開閉の準備及び消防団（水防団）の幹部の出動
	出動	水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるとき	消防団員の出動
	解除	水位が氾濫注意水位を下回り、かつ、水防活動の必要がなくなったとき	水防活動の終了
	状況	出動が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、水防活動に変化等が生じたとき	水位、雨量等水防活動が必要な状況

#### ア 国土交通大臣が水防警報を行う河川

国土交通大臣が指定した河川における水防警報の発表は、千曲川河川事務所長が行う。水防警報を行う河川及び水防警報の段階と範囲は、次のとおりである。

#### 〈国土交通大臣が水防警報を行う河川〉

河川名	区 域	延長 (km)	水防警報 発表責任者
千曲川	左岸 上田市大字大屋字向川原 右岸 上田市大字大屋字南遠川原 (大屋橋) から	87.5	千曲川河川 事務所長
	左岸 飯山市大字一山字十二平 右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見 (湯滝橋) まで		
犀 川	左岸 松本市安曇川端 右岸 松本市波田前淵 (新淵橋) から	44.6	
	幹川合流点 まで		

#### 〈水防警報の対象となる水位観測所〉

河川名	観測 所名	位置	水防団待機 水位 (m)	氾濫注意 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)	計画高 水位 (m)
千曲川	杭瀬下	千曲市杭瀬下	0.70	1.60	4.00	5.00	5.42
	立ヶ花	中野市立ヶ花	3.00	5.00	7.50	9.20	10.75
犀 川	陸郷	安曇野市明科南陸郷	2.50	3.30	4.50	4.80(特別警戒水位)	7.47
	小市	長野市川中島町	-0.50	0.00	1.50	1.80	5.03



《第3章 災害応急》2 災害情報の収集・連絡活動

イ 県知事が水防警報を行う河川

県知事が指定した水防警報を行う河川、水防警報の段階と範囲は、次のとおりである。

〈県知事が水防警報を行う河川〉

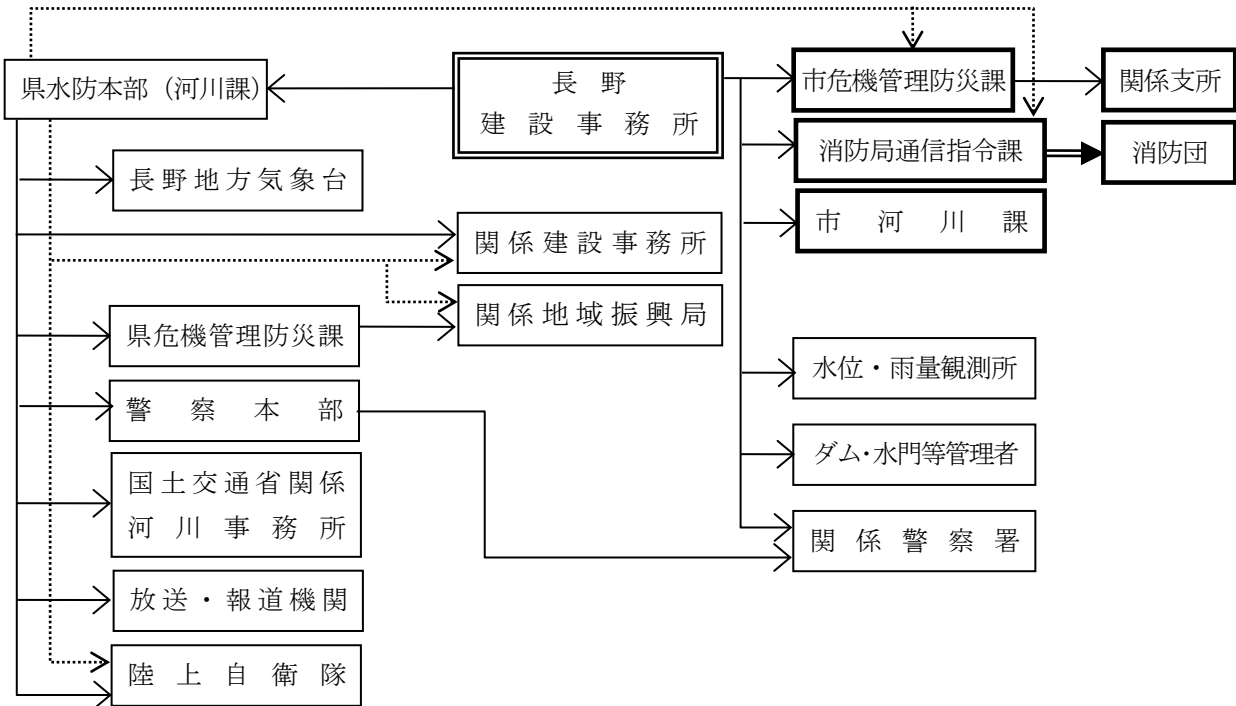
河川名	区 域		対象水位観測所				水防警報発表者
	自	至	名称	位置	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	
裾花川	長野市(善光寺用水裾花取水口)	長野市青木島町青木島甲(犀川合流点)	岡田	長野市岡田	0.5	1.1	長野建設事務所長
蛭川	長野市松代町豊栄(鍋山川合流点)	長野市松代町東寺尾(千曲川合流点)	豊栄	長野市松代町豊栄	0.5	1.0	
犀川	東筑摩郡生坂村北陸郷字沢口(日野橋)	長野市塩生甲(両郡橋)	弘崎	長野市信州新町	3.6	5.2	
浅川	長野市浅川東条(東条橋)	上高井郡小布施町吉島(千曲川合流点)	富竹	長野市富竹	1.2	1.8	
鳥居川	上水内郡信濃町柏原(JR橋)	長野市豊野町浅野(千曲川合流点)	鳥居川	飯綱町三水倉井	1.5※	1.9※	

※鳥居川の各水位については、飯綱町を対象としているため、いずれも参考水位とする。

〈水防警報の段階と範囲〉

水防警報発令の基準	対象水位観測所の水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき、水防活動の必要が予測されたとき、及び、水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるときとする。このほか、必要に応じて水防警報を発令することがある。		
水防警報解除の基準	水位が氾濫注意水位以下に下がり、水防作業の必要がなくなったときとする。ただし、その間に水防活動上必要な洪水状況について適宜情報を発する。		
水防警報の発令段階	第1段階	準備	水防資材及び器材の整備・点検、水門等の開閉の準備及び消防団(水防団)の幹部の出動
	第2段階	出動	消防団員(水防団員)の出動
	第3段階	解除	水防活動の終了
	その他	状況	水位、雨量等水防活動が必要な状況

〈水防警報の伝達系統図〉



(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。  
 ..... は、県水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。  
 === は、電子メール、電話等による伝達を示す。

### 3 消防法に基づくもの

#### (1) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台が県知事に対して通報し、県を通じて長野市や長野消防本部に伝達される。

〈火災気象通報〉

区分	発表基準
火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。

#### (2) 火災警報

消防法に基づき、市長が一般に警戒を促すために発令する警報をいう。

〈火災警報〉

区分	発表基準
火災警報	火災気象通報の発表基準に準ずる。

### 4 その他の情報

#### (1) ダム放流時の対応

##### ア 裾花川系ダム

裾花川に設置されている3か所のダム（奥裾花、裾花、湯ノ瀬）では、降雨時（降雨前）にダム内の水位上昇を抑制するため放流（予備放流）を行う。放流が行われると、裾花川の水位が上昇し水勢が強くなることから河川敷内において人的な被害が発生するおそれがあるため、ダム管理事務所より

## 《第3章 災害応急》2 災害情報の収集・連絡活動

通知を受けたときは、危機管理防災課は、「裾花系ダム放流時の対応マニュアル」により対応する。

### イ 犀川系ダム

犀川に設置されている5か所のダム（生坂、平、水内、笹平、小田切）では、降雨時（降雨前）にダム内の水位上昇を抑制するため放流（予備放流）を行う。水内ダムにて毎秒800トンを超える放流が行われる場合、今後の対策を検討するため、東京電力犀川事業所より通知を受けたときは、信州新町支所は、「犀川警戒配備基準」により対応する。

### ウ 浅川ダム

浅川ダムでは、降雨時（降雨前）の洪水調整及び洪水に達しない流水の調整について、常用洪水吐きから自然放流となる。総務部危機管理防災課は、「浅川ダム放流時の対応マニュアル」により対応する。

## 5 気象情報等の収集活動

総務部本部班は、気象警報・予報、水防警報が発表された場合、雨量・水位が注意・警戒基準を超えた場合、市内の水位、雨量、積雪等の状況及び今後の予測等の状況について、総合防災情報システム等でモニタリングする。

### (1) 総合防災情報システム

総合防災情報システムは、観測所における雨量観測値をもとにあらかじめ設定してある Critical Line (CL) によって土砂災害発生の危険性を評価する。注意基準及び警戒基準を超えると、雨量観測情報に注意又は警戒表示をする。また、職員の動員配備の発令基準となる大雨警報等が発表された場合は、メール送信機能によって関係職員に通報される。

### (2) 千曲川防災情報提供システム

千曲川防災情報提供システムにより、千曲川河川事務所からオンラインで水位、雨量等の情報の提供を受けている。これにより観測点及びその上流域の水位状況を把握し、避難指示等の発令の判断資料とする。

### 〈降雨状況の把握手段〉

音声自動応答（雨量） (TEL 223-4003)	総合防災情報システムによって観測された市内雨量局の降雨状況を、合成音声により応答する。
音声自動応答（水位） (TEL 223-4002)	市内水路の水位状況を、合成音声により応答する。
長野市防災情報ポータル ( <a href="http://nagano-bousai.jp/">http://nagano-bousai.jp/</a> )	長野市防災ポータル上で、総合防災情報システムによって観測された市内雨量局の降雨状況等を公開している。
長野県河川砂防情報ステーション ( <a href="http://www.sabo-nagano.jp/dps/">http://www.sabo-nagano.jp/dps/</a> )	長野県、気象庁、国土交通省が観測している雨量や水位の情報を提供している。

## 第2 概況調査

震災対策編 第3章 第1節 第2 「概況調査」に準ずる。

## 第3 被害調査

震災対策編 第3章 第1節 第3 「被害調査」に準ずる。

## 第4 災害報告

震災対策編 第3章 第1節 第4 「災害報告」に準ずる。

## 第5 通信体制の確保

震災対策編 第3章 第1節 第5 「通信体制の確保」に準ずる。

## 第3節 非常参集職員の活動

項目	担当
第1 職員の動員配備	総務部本部班・情報システム班・職員班
第2 災害対策本部の設置	総務部本部班・総務班・情報システム班・行政DX推進班・職員研修所班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、企画政策部秘書班
第3 災害対策本部の運営	
第4 災害対策本部の廃止	総務部本部班・情報システム班
第5 災害対策の適用範囲	
第6 災害警戒本部の設置	総務部本部班・総務班・情報システム班・行政DX推進班・職員研修所班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班
第7 災害警戒本部の運営	
第8 災害警戒本部の廃止	総務部本部班・情報システム班

### 第1 職員の動員配備

風水害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合は、次の基準による配備態勢をとり、迅速かつ的確な災害応急対策活動を実施する体制を確立する。職員を派遣する際は、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

#### 〈配備基準（河川氾濫・大雨）〉

態勢	配備区分	発令基準 (次の場合ほか、市長が必要と認めたとき)	配備態勢
注意	警戒準備	1 気象台が長野市（長野）にレベル3大雨警報を発表したとき【自動発令（※1）】	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ● 危機管理防災課担当職員 ● 鬼無里および戸隠地区以外の支所長又は支所職員 ● 支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ● 道路課、河川課、維持課、農地整備課のうち巡視等に必要の職員（排水ポンプ場（排水機場）担当を含む）
		2 気象台が長野市（鬼無里戸隠）にレベル3大雨警報を発表したとき【自動発令】	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ● 危機管理防災課担当職員 ● 鬼無里および戸隠地区の支所長又は支所職員 ● 支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ● 道路課、河川課、維持課、農地整備課のうち巡視等に必要の職員（排水ポンプ場（排水機場）担当を含む）
		3 台風等の気象に関する情報で大きな被害が予想され、危機管理防災監が必要と判断したとき	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ● 危機管理防災課担当職員 ● 支所長又は支所職員 ● 支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ● 道路課、河川課、維持課、農地整備課のうち巡視等に必要の職員（排水ポンプ場（排水機場）担当を含む）

態勢	配備区分	発令基準 (次の場合ほか、市長が必要と認めたとき)	配備態勢
		4 市内雨量観測局の測定値が要警戒基準を超えたとき	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ● 危機管理防災課担当職員 ● 道路課、河川課、維持課、農地整備課のうち巡視等に必要な職員（排水ポンプ場（排水機場）担当を含む） ● 基準値を超えた観測局の最寄りの支所の支所長又は支所職員 ● 支所長から参集指示のあった災害対応支援職員
		5 気象台が千曲川及び犀川の上流地域にレベル3大雨警報を発表し、河川の水位上昇が見込まれる場合で、危機管理防災監が必要と判断したとき	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ● 危機管理防災課担当職員 ● 河川課及び農地整備課担当職員
		6 国土交通大臣（千曲川河川事務所長）又は県知事（長野建設事務所長）が長野市に水防警報（準備）を通知したとき	河川警戒巡視・監視を実施できる体制 配備範囲 ● 休日夜間は消防署職員 ● 勤務時間中は消防署、関係支所職員
		7 裾花川系ダムが洪水調整に入ったとき	雨量及び河川情報を把握できる体制 配備範囲 ● 危機管理防災課担当職員
		8 県知事（長野建設事務所長）が弘崎観測所の水防警報（出動）を通知したとき【自動発令】	雨量及び河川情報を把握できる体制 ● 危機管理防災課担当職員 ● 信州新町支所長又は支所職員
		9 水内ダムの放流量が800 t /秒を超えたとき【自動発令】	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ● 危機管理防災課担当職員 ● 信州新町支所長又は支所職員 ● 河川課及び農地整備課担当職員
警戒	第1配備	1 気象台が長野市にレベル4大雨危険警報を発表※した場合で、危機管理防災監が必要と判断したとき。 2 気象台が長野市に大雨又は暴風特別警報を発表したとき【自動発令】 3 国土交通大臣（千曲川河川事務所長）又は県知事（長野建設事務所長）が洪水予報河川において、長野市にレベル2氾濫注意報を発令※した場合で、警戒監視報告により危機管理防災監が必要と判断したとき 4 国土交通大臣（千曲川河川事務所長）又は県知事（長野建設事務所長）が長野市に水防警報（出動）を通知※した場合で、警戒監視報告により危機管理防災監が必要と判断したとき 5 市内の一部で災害が発生したとき	災害警戒本部を設置する体制、又は厳重な水防警戒及び災害応急対策活動を遂行できる体制並びに自主避難者を含む避難者受入れ体制 配備範囲 ● 危機管理防災監、危機管理防災課全職員 ※上記職員は、発表、発令又は通知（犀川（弘崎、陸郷）及び鳥居川を除く）の段階で【自動発令】 ● 本部連絡員 ● 各班班長及び情報収集・所属職員連絡体制の確保に必要な人員 ● 初期災害対策活動を行う職員（広報担当、避難所開設担当、施設所管担当（被害状況の確認）、避難行動要支援者担当、学校・保育園担当、道路・河川管理担当、交通機関担当等） ● 支所長から参集指示のあった災害対応支援職員

《第3章 災害応急》3 非常参集職員の活動

態勢	配備区分	発令基準 (次の場合ほか、市長が必要と認めたとき)	配備態勢
非常	第2配備	1 国土交通大臣（千曲川河川事務所長）又は県知事（長野建設事務所長）が洪水予報河川において、長野市にレベル3 氾濫警報を発令したとき【自動発令】 2 県知事（長野建設事務所長）が水位周知河川（鳥居川を除く）において、長野市に氾濫警戒情報を発令したとき【自動発令】 3 県知事（長野建設事務所長）が鳥居川において、長野市に氾濫警戒情報を発令した場合で、発令後も雨量の増加が予想され、市長が必要と判断したとき 4 市内の数カ所にわたって重大な災害が発生したとき	災害対策本部設置 配備範囲 ● 本部員 ● 初期災害対策活動を担当する班は全職員 ● その他の班も所属職員の5割以上
	第3配備	1 国土交通大臣（千曲川河川事務所長）又は県知事（長野建設事務所長）が洪水予報河川において、長野市にレベル4 氾濫危険警報を発令した場合で、発令後も雨量の増加が予想され、市長が必要と判断したとき 2 市内全域にわたり重大な災害が発生したとき	災害対策本部設置 配備範囲 全職員

〈配備基準（土砂災害）〉

態勢	配備区分	発令基準 (次の場合ほか、市長が必要と認めたとき)	配備態勢
注意	警戒準備	1 気象台が長野市にレベル2 土砂災害注意報を発表したとき【自動発令（※1）】	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ● 危機管理防災課担当職員
		2 気象台が長野市（長野）にレベル3 土砂災害警報を発表したとき【自動発令】	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制並びに自主避難者を含む避難者受入れ準備体制 配備範囲 ● 危機管理防災監、危機管理防災課全職員 ● 鬼無里および戸隠地区以外の土砂災害の危険のある地区の支所長又は支所職員等（※2） ● 支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ● 道路課、河川課、維持課、農地整備課のうち巡視等に必要の職員（排水ポンプ場（排水機場）担当を含む） ● 避難所開設担当のうち必要な職員

態勢	配備区分	発令基準 (次の場合ほか、市長が必要と認めたとき)	配備態勢
		3 気象台が長野市（鬼無里戸隠）にレベル3土砂災害警報を発表したとき【自動発令】	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制並びに自主避難者を含む避難者受入れ準備体制 配備範囲 ● 危機管理防災監、危機管理防災課全職員 ● 鬼無里および戸隠地区の支所長又は支所職員 ● 支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ● 道路課、河川課、維持課、農地整備課のうち巡視等に必要な職員（排水ポンプ場（排水機場）担当を含む） ● 避難所開設担当のうち必要な職員
警戒	第1配備	1 気象台が長野市（長野）にレベル4土砂災害危険警報を発表したとき【自動発令】	災害警戒本部を設置する体制、又は災害応急対策活動を遂行できる体制並びに自主避難者を含む避難者受入れ体制 配備範囲 ● 危機管理防災監、危機管理防災課全職員 ● 本部連絡員 ● 各班班長（支所長については別途記載）及び情報収集・所属職員連絡体制の確保に必要な人員 ● 初期災害対策活動を行う職員（広報担当、避難所開設担当、施設所管担当（被害状況の確認）、避難行動要支援者担当、学校・保育園担当、道路・河川管理担当、交通機関担当等） ● 鬼無里及び戸隠地区以外の土砂災害の危険のある地区の支所長及び支所職員等（※2） ● 支所長から参集指示のあった災害対応支援職員
		2 気象台が長野市（鬼無里戸隠）にレベル4土砂災害危険警報を発表したとき【自動発令】	災害警戒本部を設置する体制、又は災害応急対策活動を遂行できる体制並びに自主避難者を含む避難者受入れ体制 配備範囲 ● 危機管理防災監、危機管理防災課全職員 ● 本部連絡員 ● 各班班長（支所長については別途記載）及び情報収集・所属職員連絡体制の確保に必要な人員 ● 初期災害対策活動を行う職員（広報担当、避難所開設担当、施設所管担当（被害状況の確認）、避難行動要支援者担当、学校・保育園担当、道路・河川管理担当、交通機関担当等） ● 鬼無里及び戸隠地区の支所長及び支所職員等 ● 支所長から参集指示のあった災害対応支援職員
		3 市内の一部で災害が発生したとき	災害警戒本部を設置する体制、又は災害応急対策活動を遂行できる体制並びに自主避難者を含む避難者受入れ体制 配備範囲 ● 危機管理防災監、危機管理防災課全職員 ● 本部連絡員 ● 各班班長及び情報収集・所属職員連絡体制の確保に必要な人員 ● 初期災害対策活動を行う職員（広報担当、避難所開設担当、施設所管担当（被害状況の確認）、避難行動要支援者担当、学校・保育園担当、道路・河川管理担当、交通機関担当等） ● 支所長から参集指示のあった災害対応支援職員

## 《第3章 災害応急》3 非常参集職員の活動

態勢	配備区分	発令基準 (次の場合ほか、市長が必要と認めたとき)	配備態勢
非常	第2配備	市内の数カ所にわたって重大な災害が発生したとき	災害対策本部設置 配備範囲 ●本部員 ●初期災害対策活動を担当する班は全職員 ●その他の班も所属職員の5割以上
	第3配備	市内全域にわたり重大な災害が発生したとき	災害対策本部設置 配備範囲 ●全職員

※1：自動発令とは、対象となる警報が発表されたことを知ったとき、配備命令の伝達を待たずに配備に付くことをいう。

※2：土砂災害の危険のある地区は、第一、第二、古里、浅川、若槻、安茂里、小田切、芋井、篠ノ井、松代、若穂、七二会、信更、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町及び中条の19地区をいう。

なお、必要に応じ各部においても次の体制をとる。

建設部（土木）災害対策要領に基づき、維持課内に建設部長を本部長とする建設部災害対策本部を設置し、警戒活動、応急対策活動を指揮統括する。

長野市消防局警防活動組織規程に基づき、消防局内に消防局長を本部長とする水災警防本部を設置し、水防活動を指揮統括する。

大規模災害時における医療救護計画に基づき、長野市災害対策本部設置後、災害対策本部長の指示により、長野市保健所内に長野市保健所長を本部長とする長野市医療救護本部を設置し、応急対策活動を指揮統括する。

長野市災害廃棄物処理計画に基づき、環境部内に環境部長を長とする長野市災害廃棄物対策調整会議を設置し、廃棄物処理活動全般を指揮統括する。

以下、震災対策編 第3章 第2節 第1「職員の動員配備」に準ずる。

## 第2 災害対策本部の設置

### 1 設置基準

市長は、次の場合に、災害対策本部を設置し、本部の指揮をとる。総務部各班は、職員、住民、防災関係機関等にその旨を周知する。

〈災害対策本部の設置基準〉
○市内に甚大な被害が発生したとき、若しくは発生することが予想されるとき
○市の広範囲に災害が発生したとき、若しくは発生することが予想されるとき
○その他市長が必要と認めるとき

以下、震災対策編 第3章 第2節 第2「災害対策本部の設置」に準ずる。

## 第3 災害対策本部の運営

震災対策編 第3章 第2節 第3「災害対策本部の運営」に準ずる。

## 第4 災害対策本部の廃止

震災対策編 第3章 第2節 第4「災害対策本部の廃止」に準ずる。

## 第5 災害対策の適用範囲

震災対策編 第3章 第2節 第5 「災害対策の適用範囲」に準ずる。

## 第6 災害警戒本部の設置

震災対策編 第3章 第2節 第6 「災害警戒本部の設置」に準ずる。

## 第7 災害警戒本部の運営

震災対策編 第3章 第2節 第7 「災害警戒本部の運営」に準ずる。

ただし、台風の接近等により警戒を要する場合において、警戒本部長（危機管理防災監）が必要とする職員により組織した災害警戒本部を設置し、注意態勢をとることができる。

## 第8 災害警戒本部の廃止

震災対策編 第3章 第2節 第8 「災害警戒本部の廃止」に準ずる。

## 第4節 広域相互応援活動

---

---

震災対策編 第3章 第3節「広域相互応援活動」に準ずる。

---

---

## 第5節 ヘリコプターの運用計画

---

---

震災対策編 第3章 第4節「ヘリコプターの運用計画」に準ずる。

---

---

## 第6節 自衛隊の災害派遣

---

---

震災対策編 第3章 第5節「自衛隊の災害派遣」に準ずる。

---

---

## 第7節 救助・救急・医療活動

---

---

震災対策編 第3章 第6節「救助・救急・医療活動」に準ずる。

---

---

## 第8節 消防・水防活動

---

---

### 第1 消防活動

震災対策編 第3章 第7節 第1「消防活動」に準ずる。

### 第2 水防活動

震災対策編 第3章 第7節 第2「水防活動」及び「長野市水防計画」に準ずる。

### 第3 地下空間の災害防止対策

#### 1 洪水情報等の伝達

本部長は、洪水に関する情報等を、地下施設において浸水被害が発生するおそれがある場合に、地下空間の管理者等に迅速かつ確実に伝達する。特に不特定多数の者が利用する地下施設については、個別に電話等により確実に伝達する。

地下空間の管理者等は、気象情報、洪水情報等の収集に努めるとともに、利用者、従業員等に対して、逐次、それらの情報を伝達する。

#### 2 避難活動

本部長は、特に必要と認めるときは地下空間の利用者等に対する避難のための指示等を行うとともに、消防等を通じて、適切な避難誘導を実施する。

また、地下空間の管理者等は、浸水の危険があると認めるときは、速やかに利用者、従業員等の避難誘導を行う。

#### 3 警戒活動

地下空間の管理者等は、浸水により被害が発生するおそれがあると認められるときは、防水扉、防水板、土のう等により浸水防止活動を行う。

---

---

## 第9節 要配慮者に対する応急活動

---

---

震災対策編 第3章 第8節「要配慮者に対する応急活動」に準ずる。

---

---

## 第10節 緊急輸送活動

---

---

震災対策編 第3章 第9節「緊急輸送活動」に準ずる。

---

---

## 第11節 障害物の処理活動

---

---

震災対策編 第3章 第10節「障害物の処理活動」に準ずる。

## 第12節 避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動

項目	担当
第1 避難の基本方針	
第2 河川における高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令	総務部本部班・情報システム班、保健福祉部福祉政策班・高齢者活躍支援班・介護保険班・障害福祉班、保健所健康班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部消防署班、消防団
第3 土砂災害における高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令	
第4 警戒区域の設定	総務部本部班・情報システム班、保健福祉部福祉政策班・高齢者活躍支援班・介護保険班・障害福祉班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部消防署班、消防団、都市整備部公園緑地班
第5 避難誘導活動	
第6 避難所の開設・受入れ	地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班、保健所健康班
第7 避難所の運営	
第8 被災者等の把握と的確な情報伝達	地域・市民生活部市民窓口班、企画政策部広報広聴班、総務部本部班
第9 帰宅困難者への措置	企画政策部交通政策班、商工観光部観光振興班
第10 避難所の統合・廃止	教育部総務班
第11 公営住宅等の確保	建設部住宅班、都市整備部各班
第12 応急仮設住宅	建設部住宅班、都市整備部各班
第13 住宅の応急修理	建設部建築指導班・建築班、都市整備部各班

風水害の発生により、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され、住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがある場合、「長野市避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づき避難に係る的確な対策を実施する。

### 第1 避難の基本方針

#### 1 避難の基本方針

風水害時における避難の基本方針は、次のとおりである。

- (1) 台風の接近等により危険が想定される場合は、時間的余裕をもって、市から住民へ、災害への注意を呼びかける。

住民は、自主的な判断により、安全な親戚・知人宅、各自が確保したホテル・旅館、地区で自主的に開設した避難所（自主避難所）等に避難する。

- (2) 警戒レベル3相当情報が発表され、浸水、土砂災害等の危険がある場合は、危険区域に居住する住民の避難準備及び高齢者等の避難を促すために、市は高齢者等避難を発令し、指定避難所を開設する。

避難に時間を要する高齢者等は、市が開設した指定避難所、安全な親戚・知人宅、各自が確保したホテル・旅館、地区で自主的に開設した避難所（自主避難所）等に避難する。

- (3) 警戒レベル4相当情報が発表され、浸水、土砂災害等の危険がある場合は、危険区域に居住する住民等に対し、市は避難指示を発令する。

住民は、市が開設した指定避難所、安全な親戚・知人宅、各自が確保したホテル・旅館、地区で自主的に開設した避難所（自主避難所）等に避難する。

- (4) 警戒レベル5相当情報の発表、または災害が発生・切迫した場合は、危険区域に居住する住民に対し、市は緊急安全確保を発令する。

## 《第3章 災害応急》12 避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動

住民は、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等をする。(崖から離れた部屋への移動、上層階に留まる等)

### 2 避難指示等の種類

市が発令する避難指示等の種類は、次のとおりである。

種類	内容
高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示に先立ち、住民の避難準備及び避難行動要支援者等の避難を促すために、高齢者等避難を発令する。
避難指示 【警戒レベル4】	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示する。
緊急安全確保 【警戒レベル5】	避難所等への避難が安全にできない場合に、自宅、近隣の頑丈な建物にて緊急的に安全を確保するよう促す。

### 3 避難先

避難先は、次のとおりとする。

種類	避難先
立退き避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市指定の緊急避難場所</li> <li>・地区で定めた安全な自主避難所</li> <li>・安全な親戚・知人宅、安全なホテル・旅館等（各自が確保）</li> <li>・屋内安全確保（安全な自宅、施設等に留まる（ハザードマップで安全を確認））</li> </ul>
緊急安全確保	<p>立退き避難がかえって命に危険を及ぼしかねない場合は、少しでも命が助かる可能性の高い行動として、「緊急安全確保」を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅の上の階への移動</li> <li>・崖から離れた部屋への移動</li> </ul>

## 第2 河川における高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令

### 1 避難指示等の発令

河川の氾濫に対する避難指示等の発令は、河川水位、洪水予報、水位周知情報及び河川巡視等の情報を活用し、次の判断基準により迅速に行う。

また、判断が困難な場合は、气象台や河川管理者等に助言を求める。

#### 〈河川氾濫に対する避難指示等の判断基準〉

避難情報 (警戒レベル)	判断基準
自主避難	○強い降雨を伴う台風等が24時間以内に接近・通過することが予想される場合
高齢者等避難 (警戒レベル3)	<p>○洪水予報河川では、指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が避難判断水位に到達したと発表され、かつ水位予測において引き続きの水位が見込まれる場合</p> <p>○洪水予報河川では、指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p> <p>○国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合</p> <p>○水位周知河川では、水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合</p> <p>○水位周知河川では、水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p>

《第3章 災害応急》12 避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動

避難情報 (警戒レベル)	判断基準	
	<p>○その他河川等では、水位観測所の水位が消防団待機水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①上流の水位観測所の水位が上昇している場合</p> <p>②流域雨量指数の予想値が洪水警報基準に到達する場合</p> <p>③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>④洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[洪水])が出現した場合(流域雨量指数の予想値が洪水警報基準に到達する場合)</p> <p>○軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>○高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</p>	
避難指示 (警戒レベル4)	洪水予報河川 千曲川・犀川(国管理：両郡橋～千曲川合流地点)	<p>○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合</p> <p>○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合)</p> <p>○国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫危険水位の超過に相当(紫)」になった場合</p>
	洪水予報河川裾花川(県管理)	<p>○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合</p> <p>○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合)</p> <p>○洪水警報の危険度分布で「危険(紫)」が出現した場合</p>
	水位周知河川 犀川(県管理：両郡橋～上流)、蛭川、浅川、鳥居川	<p>○水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合</p> <p>○水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②洪水警報の危険度分布で「危険(紫)」が出現した場合(流域雨量指数の予想値が洪水警報基準を大きく超過する場合)</p> <p>③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p>
	その他河川法適用河川(洪水予報河川又は水位周知河川の支川)	<p>○洪水警報の危険度分布で「危険(紫)」が出現した場合(警戒レベル4相当情報[洪水])(流域雨量指数の予想値が洪水警報基準を大きく超過する場合)</p> <p>○上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p>
	共通	<p>○異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</p> <p>○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p>
	河川法適用外の中小河川・用排水路	<p>近隣で浸水が発生し、更に拡大のおそれがあるとき。(浸水の状況が、床上に及ぶ場合は緊急安全確保を発令する。)</p>
緊急安全確保 (警戒レベル5)	<p>○洪水予報河川では、水位観測所の水位が氾濫危険水位を超えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高に到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合)</p> <p>○国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合</p> <p>○水位周知河川やその他の河川等では、水位観測所の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合)</p> <p>○異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>○決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>○樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)</p> <p>○大雨特別警報(浸水害)が発表された場合(発令対象区域を限定する)</p>	

〈洪水予報河川の基準水位〉

	観測所	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	計画高水位 (m)	上流観測所
千曲川	杭瀬下	0.70	1.60	4.00	5.00	5.42	生田
	立ヶ花	3.00	5.00	7.50	9.20	10.75	杭瀬下
犀川	小市	-0.50	0.00	1.50	1.80	5.03	陸郷・熊倉
裾花川	岡田	0.50	1.10	2.00	2.60	2.62	祖山・大久保

〈水位周知河川の基準水位〉

	観測所	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	国管轄影響河川観測所
犀川	弘崎 (対象区間)					(犀川上流) 陸郷・熊倉 (犀川下流) 小市
	日野橋～更級橋	3.6	5.2	5.8	6.5	
	更級橋～両郡橋	3.6	5.2	6.8	7.5	
蛭川	豊栄	0.50	1.00	1.30	1.50	(千曲川上流) 杭瀬下 (千曲川下流) 立ヶ花
浅川	富竹	1.20	1.80	2.50	3.00	(千曲川下流) 立ヶ花
鳥居川	鳥居川	1.50	1.90	2.50	2.80	(千曲川下流) 立ヶ花

※富竹観測所の基準水位は旧来のものを参考として記載した。

その他、発令の詳細は、震災対策編 第3章 第11節 第1「避難指示」に準ずる。

### 第3 土砂災害における高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令

#### 1 気象情報等の活用

長野地方気象台から大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ長野県と長野地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表があった場合、又は長野市雨量観測局の測定値が土砂災害警戒避難基準雨量の警戒基準を超えた場合は、土砂災害警戒区域（特別警戒区域含む。）及び土砂災害危険箇所の巡視を実施する等、情報収集を強化する。

#### 2 避難指示等の発令基準

警戒巡視の結果、次の現象が発見された場合は、避難指示等を発令する。

また、土砂災害警戒情報が発表された場合は、避難指示を発令することを基本とする。

なお、高齢者等避難を発令する場合は、避難行動要支援者が避難に要する時間や夜間の避難が困難なことを考慮する。

〈高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の判断基準〉

避難情報 (警戒レベル)	判断基準
自主避難	○強い降雨を伴う台風等が24時間以内に接近・通過することが予想される場合
高齢者等避難 (警戒レベル3)	○大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 ○数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ○大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 ○強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
避難指示 (警戒レベル4)	○土砂災害警戒情報が発表された場合 ○土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 ○警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</li> <li>○土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</li> </ul>
緊急安全確保（警戒レベル5）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報 [土砂災害]）が発表された場合</li> <li>○土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報 [土砂災害]）となった場合</li> <li>○土砂災害の発生が確認された場合</li> </ul>

災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

### 3 避難に関する情報の提供

避難指示等の発令が見込まれる場合は、本部長は住民に対し、避難に関する情報の提供を行う。

<p>〈提供する情報の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○土砂災害警戒情報の発表があり、土砂災害発生の危険性が高まったこと</li> <li>○避難指示等の発令の可能性があること</li> <li>○避難のための準備の開始が必要であること</li> <li>○住宅周辺の前兆現象への注意が必要な状況であること、及び自主的判断による避難への準備（避難先については、避難指示等を発令するまでの時間に応じて提供する。）</li> </ul>
---

以下、発令の詳細は、震災対策編 第3章 第11節 第2「避難指示、緊急安全確保」に準ずる。

## 第4 警戒区域の設定

震災対策編 第3章 第11節 第3「警戒区域の設定」に準ずる。

## 第5 避難誘導活動

震災対策編 第3章 第11節 第4「避難誘導活動」に準ずる。

## 第6 避難所の開設・受入れ

### 1 避難所の選定

避難所に使用する施設は、「指定緊急避難場所・指定避難所選定基準」により事前に指定しておく。また、指定施設が使用できない等、必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。

### 2 避難指示等発令前の避難所受入れ

地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、所管区域において避難指示等の発令前に、指定避難所に住民等が避難してきたことを把握した場合は、開錠し住民等の受入れを行うとともに、避難状況を本部に連絡する。

### 3 避難所の開設

本部長が避難指示等を発令した場合、若しくは避難者を受け入れる必要があると認める場合、「長野市避難所開設マニュアル【風水害編】」に基づいて避難所開設チームは避難所を開設する。

避難所開設チームは、避難所開設班を派遣し、避難所開設班は、施設管理者及び避難者の協力のもと

## 《第3章 災害応急》12 避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動

に避難所を開設する。ただし、緊急の場合は施設管理者が避難所の開設を行い、施設に勤務する職員は避難所開設班及び施設管理者に協力する。

なお、総務部本部班は関係各部と協力して、洪水や土砂災害からの施設の安全を確認しつつ避難所を選定し、開設、運営の指示を行う。

また、危険が認められる場合は、速やかに他の避難所へ避難者を誘導する。

### 4 避難所開設の報告・伝達

避難所開設班は、避難所開設チームへ次の事項を報告する。

また、避難所開設チームは、総務部本部班を通じて、開設が決定した避難所を、県、その他防災関係機関へ伝達するとともに、企画政策部広報広聴班を通じて住民等に広報する。

〈避難所開設の報告事項〉		
○開設日時・場所	○受入れ人員	○その他必要事項

### 5 避難所内事務所の開設

避難所開設班は、避難所内に事務所を開設し、看板等を掲げて避難所運営の責任者の所在を明らかにする。事務所には職員を常時配置し、書類や事務用品等を準備する。

### 6 避難者の受入れ

避難所開設班は、施設に勤務する職員等と協力し、避難者を受け入れる。避難所に受け入れる者は、被害を受け又は受けるおそれがある者（避難指示等を受けた者）、来訪者、帰宅困難者（途中の者を含む。）とし、居住区域を割り振る。

なお、受入れる避難者は、住民のみならず、避難の状況にあわせてその他の者も対応する。

### 7 避難所の不足時の対応

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、総務部本部班の指示により、その他の施設へ被災者の一時的な受入れ措置をとる。

特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設する。

## 第7 避難所の運営

震災対策編 第3章 第11節 第6「避難所の運営」に準ずる。

## 第8 避難所以外の被災者等の把握及び支援

震災対策編 第3章 第11節 第7「避難所以外の被災者等の把握及び支援」に準ずる。

## 第9 帰宅困難者への措置

震災対策編 第3章 第11節 第8「帰宅困難者への措置」に準ずる。

## 第10 避難所の統合・廃止

震災対策編 第3章 第11節 第9「避難所の統合・廃止」に準ずる。

## 第11 公営住宅等の確保

震災対策編 第3章 第11節 第11「公営住宅等の確保」に準ずる。

## 第12 応急仮設住宅

震災対策編 第3章 第11節 第12「応急仮設住宅」に準ずる。

## 第13 住宅の応急修理

震災対策編 第3章 第11節 第13「住宅の応急修理」に準ずる。

《第3章 災害応急》13 孤立地域対策活動 14 食料品等の調達供給活動  
15 飲料水の調達供給活動 16 生活必需品の調達供給活動 17 保健衛生、感染症予防活動  
18 遺体対策等の活動

---

---

## 第13節 孤立地域対策活動

---

---

震災対策編 第3章 第12節「孤立地域対策活動」に準ずる。

---

---

## 第14節 食料品の調達供給活動

---

---

震災対策編 第3章 第13節「食料品の調達供給活動」に準ずる。

---

---

## 第15節 飲料水の調達供給活動

---

---

震災対策編 第3章 第14節「飲料水の調達供給活動」に準ずる。

---

---

## 第16節 生活必需品等の調達供給活動

---

---

震災対策編 第3章 第15節「生活必需品等の調達供給活動」に準ずる。

---

---

## 第17節 保健衛生、感染症予防活動

---

---

震災対策編 第3章 第16節「保健衛生・感染症予防活動」に準ずる。

---

---

## 第18節 遺体対策等の活動

---

---

震災対策編 第3章 第17節「遺体対策等の活動」に準ずる。

---

---

## 第19節 廃棄物の処理活動

---

---

震災対策編 第3章 第18節「廃棄物の処理活動」に準ずる。

---

---

## 第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

---

---

震災対策編 第3章 第19節「社会秩序の維持、物価安定等に関する活動」に準ずる。

---

---

## 第21節 危険物施設等応急活動

---

---

震災対策編 第3章 第20節「危険物施設等応急活動」に準ずる。

---

---

## 第22節 電気施設応急活動

---

---

震災対策編 第3章 第21節「電気施設応急活動」に準ずる。

---

---

## 第23節 都市ガス施設応急活動

---

---

震災対策編 第3章 第22節「都市ガス施設応急活動」に準ずる。

---

---

## 第24節 上水道施設応急活動

---

---

震災対策編 第3章 第23節「上水道施設応急活動」に準ずる。

## 第25節 下水道施設等応急活動

---

---

震災対策編 第3章 第24節「下水道施設等応急活動」に準ずる。

---

---

## 第26節 通信・放送施設応急活動

---

---

震災対策編 第3章 第25節「通信・放送施設応急活動」に準ずる。

---

---

## 第27節 鉄道施設応急活動

---

---

震災対策編 第3章 第26節「鉄道施設応急活動」に準ずる。

---

---

## 第28節 災害広報活動

---

---

震災対策編 第3章 第27節「災害広報活動」に準ずる。

---

---

## 第29節 土砂災害等応急活動

---

---

震災対策編 第3章 第28節「土砂災害等応急活動」に準ずる。

## 第30節 建築物災害応急活動

項目	担当
第1 建築物の応急復旧	総務部管財班・公共施設マネジメント推進班、建設部建築班・建築指導班、施設を所管する班
第2 文化財の保護	教育部文化財班

### 第1 建築物の応急復旧

#### 1 市が実施する対策

- (1) 市が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、市町村営住宅、市立学校等について、施設を所管する班は速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置をとる。
- (2) 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、建設部建築指導班は必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。

また、災害の規模が大きく、市において人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求めるものとする。職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

#### 2 建築物の所有者が実施する対策

- (1) 建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。
- (2) 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置をとる。

### 第2 文化財の保護

#### 1 市が実施する対策

教育部文化財班は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

#### 2 所有者が実施する対策

- (1) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
- (2) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置をとる。
- (3) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、教育部文化財班へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、教育部文化財班の指導を受けて実施するものとする。

---

---

## 第3 1 節 道路及び橋りょう応急活動

---

---

震災対策編 第3章 第30節「道路及び橋りょう応急活動」に準ずる。

---

---

## 第3 2 節 河川施設等応急活動

---

---

震災対策編 第3章 第31節「河川施設等応急活動」に準ずる。

## 第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

項目	担当
第1 構造物に係る二次災害防止対策	建設部建築指導班・道路班・維持班
第2 危険物施設等に係る二次災害防止対策	消防部消防署班、環境部環境保全温暖化対策班
第3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止	農林部農地整備班、建設部河川班、消防局警防班
第4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策	農林部農地整備班・森林いのしか対策班、建設部各班

### 第1 構造物に係る二次災害防止対策

道路管理者は、市内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行う。

災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

### 第2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

震災対策編 第3章 第32節 第2「危険物施設等に係る二次災害防止対策」に準ずる。

### 第3 河川施設の二次災害防止対策

- (1) 本部長は、被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
- (2) 農林部農地整備班及び建設部河川班は、河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (3) 農林部農地整備班及び建設部河川班は、風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させるものとする。

### 第4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

本部長は、緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

また、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。

---

---

## 第34節 ため池災害応急活動

---

---

震災対策編 第3章 第33節「ため池災害応急活動」に準ずる。

---

---

## 第35節 農林水産物災害応急活動

---

---

震災対策編 第3章 第34節「農林水産物災害応急活動」に準ずる。

---

---

## 第36節 文教・保育活動

---

---

震災対策編 第3章 第35節「文教・保育活動」に準ずる。

---

---

## 第37節 飼養動物の保護対策

---

---

震災対策編 第3章 第36節「飼養動物の保護対策」に準ずる。

---

---

## 第38節 ボランティアの受入れ体制

---

---

震災対策編 第3章 第37節「ボランティアの受入れ体制」に準ずる。

---

---

## 第39節 罹災証明書の交付・被災者台帳の作成

---

---

震災対策編 第3章 第41節「罹災証明書の交付・被災者台帳の作成」に準ずる。

---

---

## 第40節 義援金の受入れ体制

---

---

震災対策編 第3章 第38節「義援金の受入れ体制」に準ずる。

---

---

## 第4 1 節 災害救助法の適用

---

---

震災対策編 第3章 第39節「災害救助法の適用」に準ずる。

---

---

## 第4 2 節 観光地の災害応急対策

---

---

震災対策編 第3章 第40節「観光地の災害応急対策」に準ずる。

---

---

## 第4 3 節 応急公用負担等の実施

---

---

震災対策編 第3章 第42節「応急公用負担等の実施」に準ずる。



---

## 第4章 災害復旧計画

---

- 第1節 復旧・復興の基本方針の決定
- 第2節 迅速な原状復旧の進め方
- 第3節 計画的な復興
- 第4節 資金計画
- 第5節 被災者等の生活再建等の支援
- 第6節 被災中小企業等の復興

本章は、被災した住民、事業者、農林従事業者等の再建支援と、社会システムの回復のための基本的対策項目について定めたものである。

また、住民の生活と産業を早期に安定させ、災害に強いまちに再生させる復興体制の基本的措置についても定めている。

なお、活動の実施計画、手順及び要領は、各部が作成する応急対策マニュアルに定めており、実施計画の詳細は別に定める。



---

---

## 第1節 復旧・復興の基本方針の決定

---

---

震災対策編 第4章 第1節「復旧・復興の基本方針の決定」に準ずる。

---

---

## 第2節 迅速な原状復旧の進め方

---

---

震災対策編 第4章 第2節「迅速な原状復旧の進め方」に準ずる。

---

---

## 第3節 計画的な復興

---

---

震災対策編 第4章 第3節「計画的な復興」に準ずる。

---

---

## 第4節 資金計画

---

---

震災対策編 第4章 第4節「資金計画」に準ずる。

---

---

## 第5節 被災者等の生活再建等の支援

---

---

震災対策編 第4章 第5節「被災者等の生活再建等の支援」に準ずる。

---

---

## 第6節 被災中小企業等の復興

---

---

震災対策編 第4章 第6節「被災中小企業等の復興」に準ずる。

